

令和８年第２回八百津町議会定例会会議録

令和８年３月２日、第２回八百津町議会定例会は、八百津町議会議事堂に招集された。
次第は次のとおりである。

１．応招議員（７名）

２番 渡 邊 成 章

３番 後 藤 一 夫

４番 安 藤 峰 行

５番 後 藤 香代里

６番 赤 塚 孝 博

８番 加 藤 良 治

９番 林 俊 宏

２．不応招議員（１名）

１番 アディエ 三恵

令和8年第2回八百津町議会定例会会議録（第1日）

令和8年3月2日（月曜日）

1. 出席議員（7名）

2番	渡 邊 成 章	3番	後 藤 一 夫
4番	安 藤 峰 行	5番	後 藤 香代里
6番	赤 塚 孝 博	8番	加 藤 良 治
9番	林 俊 宏		

2. 欠席議員（1名）

1番 アディエ 三恵

3. 地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	金 子 政 則	副 町 長	古 田 功
教 育 長	社 本 勝 義	総 務 課 長	上 野 義 治
町 民 課 長	後 藤 光 次	健康福祉課長	岩 井 好 正
建 設 課 長	平 井 靖 司	農 林 課 長	中 嶋 孝 治
地 域 振 興 課 長	赤 塚 誠	水 道 環 境 課 長	林 誠
教 育 課 長	大 鋸 悟	防 災 安 全 室 長	鈴 木 彰
秘 書 室 長	松 浦 政 和	会 計 管 理 者	佐 藤 充 之

4. 職務のため出席した事務職員

事 務 局 長 飯 田 博 年 書 記 平 林 沙 姫

5. 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 選 第1号 副議長の選挙

日程第5 議案第4号 専決処分した事件の承認について（令和7年度八百津町一般会計補正予算（第10号））

日程第6 議案第5号 専決処分した事件の承認について（令和7年度八百津町一般会計補正予算（第11号））

日程第7 議案第6号 専決処分した事件の承認について（令和7年度八百津町一般会計補正予算（第12号））

日程第8 議案第7号 八百津町行政手続条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第8号 八百津町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の

		制定について
日程第10	議案第9号	八百津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第11	議案第10号	八百津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第12	議案第11号	八百津町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第13	議案第12号	八百津町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第13号	八百津町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第15	議案第14号	八百津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第15号	八百津町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について
日程第17	議案第16号	八百津町小口融資条例の一部を改正する条例について
日程第18	議案第17号	八百津町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第19	議案第18号	八百津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第20	議案第19号	令和7年度八百津町一般会計補正予算（第13号）
日程第21	議案第20号	令和7年度八百津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第22	議案第21号	令和7年度八百津町下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第23	議案第22号	令和8年度八百津町一般会計予算
日程第24	議案第23号	令和8年度八百津町国民健康保険特別会計予算
日程第25	議案第24号	令和8年度八百津町後期高齢者医療特別会計予算
日程第26	議案第25号	令和8年度八百津町介護保険特別会計予算
日程第27	議案第26号	令和8年度八百津町水道事業会計予算
日程第28	議案第27号	令和8年度八百津町下水道事業会計予算
日程第29	議案第28号	八百津町と美濃加茂市との間の学校腎臓検診事務の委託について
日程第30	議案第29号	町道の路線認定について

午前 9 時45分開会

○議長（後藤一夫） 本日の定例会に、アディエ三恵議員から欠席届が提出されましたので、受理いたしました。

ただいまの出席議員は7名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和8年第2回八百津町議会定例会を開会します。

初めに議員辞職の報告をいたします。

令和8年2月18日、長谷川泰幸議員から、岐阜県議会議員加茂郡選挙区補欠選挙の立候補により、議員を辞職したい旨の願い出がありました。議会閉会中でありましたので、地方自治法第126条ただし書の規定により、議長において同日に許可いたし、本人に辞職許可の通知を手渡しましたので、会議規則第94条第2項の規定によりご報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付、またはタブレットに配信いたしました日程表に従って会議を進めたいと存じます。

朗読は省略させていただきます。

○議長（後藤一夫） 日程第1、諸般の報告をいたします。

事務局長より報告させます。

事務局長 飯田博年さん。

○事務局長（飯田博年） 報告いたします。

議案の提出について、本日付をもって、八百津町長から議案第4号 専決処分した事件の承認について（令和7年度八百津町一般会計補正予算（第10号））をはじめ、26件の議案が提出され、受理いたしました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和7年12月分及び令和8年1月分の例月出納検査の結果報告についてが、八百津町代表監査委員から提出がありましたので、別紙のとおり報告第2号により報告いたします。

次に、地方自治法第199条第9項の規定により、随時監査の結果報告についてが、八百津町代表監査委員から提出がありましたので、別紙のとおり報告第3号により報告いたします。

次に、議員派遣結果報告について、別紙のとおり報告第4号により報告いたします。

次に、地方自治法第180条第2項の規定により、専決処分の報告についてが、八百津町長から提出がありましたので、別紙のとおり報告第5号により報告いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（後藤一夫） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

○議長（後藤一夫） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名者は、会議規則第121条の規定により、2番 渡邊成章さん、4番 安藤峰行さんの両名を指名いたします。

○議長（後藤一夫） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの18日間といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日から3月19日までの18日間と決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は追って連絡いたします。

午前9時49分休憩

午前9時54分再開

○議長（後藤一夫） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○議長（後藤一夫） 日程第4、副議長の選挙を議題といたします。

現在、副議長が欠員となっております。

これより副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（書記 議場を閉める）

○議長（後藤一夫） ただいまの出席議員数は7名です。

お諮りいたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番 後藤香代里さん、6番 赤塚孝博さんの両名を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） ご異議なしと認めます。よって立会人に5番 後藤香代里さん、6

番 赤塚孝博さんの両名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（書記 投票用紙の配付）

（事務局長 投票箱の準備）

○議長（後藤一夫） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（書記 投票箱の点検）

○議長（後藤一夫） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は1回とし、有効投票の最多数を得た者を当選人いたします。

ただし、公職選挙法第95条第1項の規定を準用し、法定得票数に達しない場合は、再選挙を行います。

当選人を決めるに当たり、得票数が同じであるときは、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで決定いたします。

ただいまから投票を行います。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順次投票願います。

○事務局長（飯田博年） 2番 渡邊成章議員、4番 安藤峰行議員、5番 後藤香代里議員、6番 赤塚孝博議員、8番 加藤良治議員、9番 林 俊宏議員、3番 後藤一夫議員。

○議長（後藤一夫） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤一夫） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

（書記 投票箱の閉鎖）

○議長（後藤一夫） これより開票を行います。

5番 後藤香代里さん、6番 赤塚孝博さん、開票の立会いをお願いいたします。

（開 票）

○議長（後藤一夫） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数7票、有効投票7票。

有効投票のうち加藤良治さん7票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。よって、加藤良治さんが副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(書記 議場を開く)

○議長（後藤一夫） ただいま副議長に当選されました加藤良治さんが議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、副議長の当選の告知をいたします。

加藤良治さんの発言を許可します。登壇してください。

○副議長（加藤良治） ただいまの副議長選挙によりまして私、加藤良治が皆さんの7票満場で選任していただきました。大変ありがとうございます。

大先輩である三宅先生を失い、そしていろんな意味で政策に精通しておられる長谷川議員を議会から失い、そして今後2名の新人議員を迎える大変難しい議会運営になることが予測される中、微力ではありますが、八百津町議会が目指す開かれた議会を目指して、皆さんのお力をお借りして、誠心誠意努めてまいりたいと思いますので、今後ともご指導、ご鞭撻よろしくお願いいたします。

○議長（後藤一夫） ここで暫時休憩といたします。再開時刻は追って連絡いたします。

午前10時05分休憩

午前10時06分再開

○議長（後藤一夫） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ここで、金子町長から、施政方針と提案理由の説明をいただきます。

町長 金子政則さん。

(町長 金子政則さん 登壇)

○町長（金子政則） 本日ここに令和8年第2回八百津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご参会を賜り厚くお礼申し上げます。

本会議には、令和8年度予算案をはじめ、令和7年度補正予算案及び条例改正等各議案をご提出しております。

内訳は、条例関係12件、予算関係では、補正予算6件、令和8年度予算案は、一般会計をはじめ特別会計を合わせて6件、その他2件であります。

これらをご審議願うに先立ち、施政方針の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の町政運営に対する一層のご理解とご協力をお願いするものであります。

初めに、27日に告示されました岐阜県議会議員加茂郡選挙区補欠選挙におきまして、長谷川泰幸議員が無投票で当選となりましたこと、心からお祝いを申し上げます。

渡辺猛之参議院議員、加藤大博衆議院議員と共に八百津町、岐阜県の発展のためにご尽力賜りますことを期待しております。

さて、令和7年度は、八百津町合併70周年の節目の年として、記念式典をはじめ、リトアニアへの町民派遣事業やお笑い芸人による爆笑ものまねステージなど、様々な記念事業を展開してまいりました。

数多くの町民の参加をいただき、70周年を祝うことができましたことに大いなる喜びを感じております。

その中で、共に八百津町の歴史を振り返りながら、これからの町がどうあるべきかについて、見直すことができたことは大変意義深いことだと思っております。

この先、八百津町が80周年、90周年、100周年と続きますよう、第6次八百津町総合計画で掲げた基本方針を踏まえ、職員一人一人の知識や経験を生かし、組織力をさらに高めるとともに、これまで以上に町民の皆様と対話を重ね、新しい発想を持ち、将来を見据えた町政運営に全力を尽くしてまいります。

議員各位におかれましては、格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、第6次八百津町総合計画で掲げました施策の方針に沿って順に施政方針を申し上げます。

「子育て支援・少子化対策の推進」につきましては、新婚生活に対する経済的な支援をはじめ、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、子ども家庭センターを中心に、母子保健・児童福祉の切れ目のない一体的な相談支援を実施してまいります。

妊産婦期からの支援体制を一層強化するため、宿泊型・通所型産後ケア事業では、受託する医療機関を1機関から3機関に増やし、支援を必要とする方の専門的なケアの機会を確保・充実を図ってまいります。

母子保健では、新たに5歳児を対象にお子さんの健康的な成長と発達を医師や臨床心理士など専門家により確認を行う5歳児健診を開始いたします。

就労する保護者に対する支援では、未満児保育や一時預かり保育など体制の充実に取り組み、学童保育事業につきましては、隔週土曜日の実施を毎週実施にするなど、より利用しやすい環境を整えるほか、病児・病後児保育事業を継続し、より安心できる保育環境を維持してまいります。

保育園への支援としては、保育用備品の充実や久田見保育園の園内塗装工事を実施し、学童保育では、和知学童保育教室の照明器具LED化工事、錦津学童保育教室の空調設備改修など、施設を良好な状態に維持することで、安全・安心なサービスを提供します。

「健康づくりの推進」につきまして、各種検診事業では、要介護状態に移行する原因の1位である骨折を予防するため、現在実施する骨粗鬆症検診の対象に60歳、65歳、70歳を追加し、充実を図ってまいります。

予防接種では、新たに新生児や乳児が肺炎などで重症化することを防ぐため、妊娠28週から37週に至る間に1回接種する母子免疫RSウイルスワクチンの接種費用を予算化いたしました。

生活習慣病の早期発見、早期治療につながり、健康維持及び健康寿命を延ばす国民健康保険特定健康診査、ぎふ・すこやか健診は効果的な受診勧奨を行い受診率の向上に努めてまいります。

保健事業につきましては、これまで鋭意取り組んでまいりました各種がん検診や、国保ヘルスアップ事業、特に糖尿病性腎症の重症化予防の取組を引き続き進めてまいります。

「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」では、保健師・看護師などによるチームが高齢者を戸別訪問し、生活・健康状況を確認、ここで得られた情報を基に医療や運動教室など、各種サービスにつなげる取組を行ってまいります。また、高齢者が参加できる運動教室を新たに開催し、フレイルや疾病の予防などに取り組んでまいります。

「地域福祉の推進」につきましては、社会福祉協議会を中心に実施する地区懇談会や高齢者、障がい者、子育て世代など多様な人々が交流できるサロンの育成に対して連携支援を図ってまいります。

また、多様化・複雑化するニーズや課題に対応するため、包括的・重層的相談支援体制に専門家による技術指導に対する予算を盛り込み、地域福祉の体制強化と相談技術の向上を図ってまいります。

「高齢者福祉の充実」につきましては、介護保険給付では、第10期介護保険事業計画を策定し、必要な介護サービス利用量の見込みを精査し、介護給付費の財源を確保してまいります。

介護予防では、高齢者訪問を中心に要介護状態のおそれのある方の早期発見と早期支援に取り組むとともに、福祉センターの介護予防訓練室に設置するトレーニング機器を順次更新整備し、介護予防事業と連動した仕組みを構築してまいります。

認知症施策では、オレンジカフェは、現在、介護サービス事業所を中心とした自主運営に取り組んでいます。今後も地域に根づいた特色あるカフェの育成・支援を行うとともに、引き続き、認知症サポーター養成講座などを通じた地域全体で支えていく地域力を醸成してまいります。

「障がい者福祉の充実」につきましては、常時、人工呼吸器等が必要な在宅の重度障がいのある方が災害等により長時間の停電があった場合、電源の確保が生命の維持に必要不可欠であることから、新たに非常用電源装置を購入する際の給付制度を創設いたします。

障がい福祉では、第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画を策定し、サービス需要やニーズの多様化に対応してまいります。

「人道のまちづくりの推進」につきましては、由緒ある大会である杉原千畝記念短歌大会は、日本全国はもとより海外からも注目いただき、2960首のご投稿を頂戴いたしました。今後は、さらなる発展に向け、投稿者数が増えるような取組を行ってまいります。

また、杉原千畝記念館では、在リトアニア共和国大使館協力によるリトアニア国立博物館所蔵特別展、シベリアからの生還リトアニア人たちの流浪物語展を計画し、人道精神を高める取組を進め、多くの皆様にご来館いただけるよう運営いたします。

「学校教育の充実」につきましては、学校支援員を引き続き配置し、少人数学習の支援、低学年児童の支援、特別支援教育の支援など、きめ細かな指導に力を注いでまいります。

子育てや教育に関する相談・指導につきましては、教育相談員1名の配置を継続するとともに、いじめ防止と対策・指導、家庭教育の充実などを行う教育振興指導員1名の配置も継続いたします。

新たに不登校生徒の支援体制の強化として、校内教育支援センターを八百津中学校に設置し、センター員1名を配置することで、学校での居場所の確保を行います。

また、認知機能トレーニングを取り入れた学習基礎力の向上、集中力・行動の安定、自己肯定感の向上、学級全体の落ち着きといった教育的・心理的な効果を高めます。

このほか、スクールサポートスタッフの増員や新たに教頭マネジメント指導員の配置によって教職員の働き方への支援も行います。

学校施設、設備の充実面では、空調設備工事の継続実施や不審者対策として防犯カメラを設置します。また、近年の猛暑に対応するため各校に冷凍庫を配備するとともに、6月から9月には、西部地区の一部でスクールバスを活用した送りを計画しております。

小・中学校の今後の在り方につきましては、令和3年度の八百津町小中学校の今後の在り方検討委員会の答申と、令和5年度の小中学校統合に向けた専門家会議の提言を基に、令和6年度、7年度において保護者の皆様や町民の皆様に説明会を開催し、様々なご意見を頂戴いたしました。

今後、基本構想やロードマップを提示して、さらに議論を重ね、止まることなく子ど

もの教育環境の充実に向けて取り組んでまいります。

学校給食につきましては、食材費の上昇に伴い、保護者にご負担いただいている給食費だけでは現状の献立が維持できない状況です。

小学校においては、国による学校給食費の保護者負担の軽減、いわゆる給食費無償化が開始されますが、財源となる補助金につきましては、現在の保護者負担と同規模であることから、不足分につきましては、引き続き町費を投入し、質・量の確保に努め、保護者の負担が増加しないよう軽減を図ります。

中学校においては、国の補助金の対象となっていませんが、小学校同様の義務教育でありますので、町単独事業で負担軽減、給食費無償化に取り組むことといたしました。

引き続き、子どもたちの心と体、味覚を育てる学校給食の安心・安全に努めてまいります。

「中学生海外派遣事業」につきましては、引き続き中学生のグローバルな視野を高めるため、事業として続けてまいります。

「生涯学習の推進」につきましては、学習機会を提供するため、中央公民館・各地区公民館などでの公民館講座のさらなる充実と小学生を対象とした英語や算数などの土曜学習教室の実施やみのかも定住自立圏推進事業で発刊する学びのとびらを通じて、広域的な生涯学習の機会の提供にも努めてまいります。

「生涯スポーツの推進」については、中学校の部活動地域展開も順調に進み、八百津町体育協会、総合型地域スポーツクラブ、チャレンジクラブ802をはじめ、関係団体の自主的な活動に向けた支援と生涯スポーツ社会の確立に向けた整備にも努めてまいります。

スポーツ振興の要となる総合公園の蘇水公園の整備として、照明器具のLED化工事を進めており、令和8年度はテニスコートの照明改修を行います。

蘇水公園埋立地の改修工事につきましては、公共施設管理計画や個別計画の各施設の維持改修などにかかる費用の平準化も考慮し、事業を延期することといたしました。

和知体育館の解体工事につきましても延期することといたしますが、和知体育館につきましては、隣接する屋外トイレが老朽化していることや、解体工事で現在の屋外トイレが長期にわたって利用ができなくなることなど、様々な要因を鑑み、解体工事に先立ち令和8年度は屋外トイレの新設を行うことといたしました。

引き続き公共施設全体を見ながら効率的に事業を行ってまいります。

「地域文化の継承と創造」につきましては、文化協会を核として、地域に根差した芸術・文化活動の支援と充実を図ってまいります。

また、ささゆりコンサートをはじめ、岐阜大学や早稲田大学との連携、筑前琵琶演奏会などの自主事業開催に継続的に取り組んでまいります。

文化財の保存に関しては、令和8年度は、7年度に引き続き、現在発刊しております冊子の「八百津町の文化財」を更新するための資料整理を行うほか、文化財の保護・維持管理・修繕に対する支援も行っております。

「農業の振興」につきましては、高齢化や担い手不足をはじめ、様々な課題が山積していますが、農地の保全は、食料生産だけでなく、地域の景観維持、国土の保全や自然環境の保護など、様々な役割を果たしております。将来にわたり守るべき農地を地域計画に位置づけ、農地の効率的利用を推進するため、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業者、各関係機関とも連携を深めてまいります。

意欲ある生産者に向けて、販路拡大や経営基盤強化のため、ふるさと納税制度や直売所、各種イベントの出展募集や商談会、各種セミナーや生産者の勉強会の案内など、きめ細やかな連携・情報提供を目指してまいります。

鳥獣害による農作物の被害も増加しており、新たに鳥獣被害対策実施隊を設立し、鳥獣被害防止対策の強化に努めるとともに、捕獲したイノシシ等のジビエ利活用を推進してまいります。令和7年度は全国的に熊の異常行動が話題となりましたが、町内でも熊の目撃情報が寄せられており、当町でも緊急事態を想定し、体制整備を進めてまいります。

また、農業生産基盤となる農業用水、排水路、農道などの整備と維持管理に努め、安定的な生産性の向上を図るとともに老朽化が懸念されるため池の堤体改修工事などを実施してまいります。

「林業の振興」につきましては、将来的な民有林の施業促進を図るため、森林環境譲与税を活用した森林所有者の意向調査や境界の明確化・植生状況の現況調査を継続実施し、町有林につきましては、引き続き人工林の適切な整備・管理と計画的な搬出間伐を進めてまいります。

林道につきましては、森林・林業の再生にとって重要な基盤となるため、路面の改良、維持補修、開設工事を施工してまいります。また、林道台帳を電子化することにより、効率的かつ適切な林道維持・管理を行うとともに林地台帳と結びつけた森林整備の効率化を図ってまいります。

「商工業の振興」につきましては、経営資金の確保に伴う融資利子補給制度、新規創業者の開業資金を支援する創業支援事業など、商工会や金融機関と連携して、中小企業の成長発展と地域経済の活性化を促していきたいと考えております。

また、地場産業の振興、関係人口の増加に大きな役割を持ちますふるさと応援寄附金につきましては、地元産品の発掘や新商品の開発、販路拡大の支援を充実させ、全国に魅力を発信してまいります。

さらに、副業人材活用事業による事業者の販路拡大、商品開発、ブランドデザイン、経営改善などに対してアドバイスをいただける人材の副業雇用に向けた支援も行っております。

新たに、商工会若手経営者で構成され地域貢献活動されている商工会青年部創立50周年記念事業への支援も行っております。

「観光の振興」につきましては、八百津町に訪れた観光客の滞在時間を延ばす取組として、要望の多い岐阜バンジーを中心にした八百津町のお土産制作プロモーションを展開し、ハヤブサミュージアムで販売することで、来館者数増加と地域の魅力発信に取り組んでまいります。

また、五宝滝駐車場トイレ改修工事・人道の丘公衆トイレ塗装工事など観光客を迎え入れるための環境整備も行っております。

「住宅・空き家対策の充実」につきましては、人口減少や高齢化などにより、適切な維持管理がなされていない空き家が増加傾向にあり、防災や防犯のリスクが高まるため、所有者等に除却を含めた適切な管理を促すとともに、空き家を除却する際の補助金制度の活用を推進し、地域の安全や公衆衛生、景観等の問題改善に取り組んでまいります。

町営住宅の再編・管理では、老朽化が進んだものが多くあるため、公共施設個別施設計画に基づいた管理を進めながら、空き住戸の活用についても模索するとともに、安全で快適な町営住宅を長期的かつ効率的に維持管理するため、町営住宅長寿命化計画を策定してまいります。

移住・定住につきましては、空き家バンク事業に取り組んでおり、年間を通して多くの問合せをいただいております。

平成28年度に移住・定住の強化を始めてから、令和8年1月末までに108世帯252人、平均年齢44歳の方々にこの空き家バンクを活用して移住していただき、人口対策だけでなく、生産人口の増加、空き家解消対策につなげています。

また、体験住宅を快適な環境に整備するため、各部屋にエアコンを設置し、実際に住んでみることで生活環境を体感していただけるようにしています。今後、より多くの方々にこの取組を利用していただけるよう、さらなるPRをしてまいります。

「道路・公共交通網の充実」につきましては、県管理の道路は、重要な社会基盤でありますので、引き続き、道路改良、舗装補修工事、並びに道路施設の維持補修工事など

の事業化に向け要望するほか、新丸山ダム建設事業関連の国道418号の付け替えや関連する町道の改良・新設など、引き続き、新丸山ダム工事事務所と連携して事業を推進してまいります。

町道につきましては、地域の生活利便性を向上させる重要な生活道路であり、健全な状態で次世代へ引き継ぐためにも、点検結果に基づいて維持補修工事に重点を置いた施策を進めてまいります。

次に、まちの発展や地域の整備を長期的に見据えて、一体の都市として総合的に整備、開発及び効率的なインフラの維持管理を図るため、引き続き都市計画マスタープランを策定してまいります。

公共交通では、町民の皆さんの移動手段確保に当たりまして、町内の運行形態はもとより、町外への接続など、新たな体系の確立に向けて、地域連携を図ってまいります。

また今年度、直接町民の皆様の声を聞くため、地域で考える公共交通地域懇談会を4回にわたり開催いたしました。町民の皆様から貴重なご意見をいただきましたので、皆様が利用しやすく効率的で将来に向かって持続可能な公共交通網とするため、町の地域公共交通計画を策定してまいります。

「治山・治水対策の充実」につきましては、新丸山ダム建設事業の工期延長による住民の生活環境への影響緩和対策を取りながらの事業推進を、引き続き、新丸山ダム工事事務所へお願いしてまいります。

町内河川の治水対策としましては、近年の雨の降り方の変化による洪水防止の観点から、河川等の堆積土砂の撤去の重要性が認識されており、緊急しゅんせつ推進事業を実施してまいります。

「上下水道の安定運営」につきましては、水道事業では、浄水場の性能向上や耐震化を図るため、令和5年度から進めてまいりました久田見浄水場ろ過装置更新事業が令和7年度をもって完成したところですが、水道・下水道の両事業におきましては、災害発生時においても水が使えることや污水排水が処理されることの重要性、さらには管路の老朽化による道路陥没事故などにより、重要施設の更新や耐震化の必要性を改めて強く認識したところであります。

それら、各施設への対応を図りながら強靱化を推進し、引き続き快適な生活環境の整備を進めるとともに、安定運営を図ってまいります。

また、污水排水の処理区域内における下水道への未接続家屋については、より一層の接続促進に努めるとともに、汚水処理事業広域化・共同化計画の中に示されている上飯田地区農業集落排水の木曽川右岸流域下水道への早期接続について、引き続き御嵩町と

の協議を重ねてまいります。

「消防・防災体制の充実」につきましては、近年、気候変動の影響により激甚化・頻発化する豪雨災害や南海トラフ地震などを踏まえ、有事に対する備えを万全にし、町民の皆さんの安心・安全を確保するため、施策の充実を図ってまいります。

まず、地域防災力の要となる消防団につきましては、より実践に近い訓練を重点的に実施し、体制の強化を図りながら、消火栓や防火水槽の維持管理を進め、火災時の水利の確保に努めてまいります。

防災については、防災行政情報配信システムやおつーしんの普及を継続し、情報伝達体制の向上を図ります。さらには、災害時などの「もしものとき」に、トイレカーや救護室として活用し、平時には、物資輸送やイベントでの展示など広い用途での使用を目的とした、防災対策用車両（マルモビ）を配備いたします。

また、八百津町モデル自主防災組織活動支援事業を、継続的に実施し、自主防災組織や学校、企業などへの防災教育を推進します。

このほか、災害予防や応急対応、災害復旧などに関する事項を取りまとめ、災害に備えることを目的とした八百津町地域防災計画の改定を岐阜県の計画を基に進めてまいります。

「交通安全・防犯対策の充実」につきましては、交通事故の撲滅に努めるため、地域、学校、交通安全協会などと連携し、児童・生徒・高齢者に向けての交通安全啓発を推進するとともに、計画的な交通安全施設の点検、整備を実施します。

また、運転免許証の自主返納者への支援事業も継続実施し、運転免許証返納後の生活の利便性を図ります。

防犯対策では、特殊詐欺被害防止に関連団体と協力して取り組み、安心・安全なまちづくりを目指してまいります。

「環境保全・エネルギー対策の推進」につきましては、ごみの減量化や資源化の取組を推進して循環型社会の形成を目指す中で、特にプラスチック製品につきましては、これまで容器包装のみの回収でしたが、新たに容器包装以外のプラスチック製品の回収を始めて、分別回収と再商品化へ向けた取組を、より一層進めてまいります。

エネルギー対策の推進につきましては、再生可能エネルギー・水素等の次世代エネルギーに関する産業・ビジネスモデルの構築の支援と再生可能エネルギーを活用した事業展開に取り組んでまいります。

また、太陽光発電設備設置への補助につきましても、引き続き家庭用に限って補助をいたします。

「交流・関係人口拡大・プロモーションの推進」につきましては、本町に関心・関わりのある町外の人を増やすことにより、町内の活動に参加する人が増えて、活動が活性化することを期待することから、宿泊助成制度を変更しインフルエンサーからの情報発信に期待する取組を行います。

また、リトアニアの伝統の歌と踊りと民族楽器の演奏が楽しめるリトアニアNOWの開催により、町民の皆様との交流を図る事業を予定しており、リトアニア共和国との友好交流をより一層深め、国内外からの交流・関係人口の増加を図ってまいります。

「多様な主体との協働の推進」につきましては、地域課題に主体的に取り組む住民活動を支援するため、新たな活動の担い手の発掘と活動の促進を図るスタートアップ事業を推進し、地域の振興と活性化を目指してまいります。

「共生社会の実現」につきましては、人権教育、人権施策の推進、男女共同参画の普及をはじめ、働きやすい職場環境づくりに引き続き努めてまいります。

また、重層的支援体制による相談支援体制を強化することにより、誰もが活躍できる地域社会の形成を目指してまいります。

「効率的な行財政運営」につきましては、各種行政手続のオンライン化をはじめとするDXの推進により、業務効率化を図り、職員の負担軽減と併せて行政サービスのさらなる向上につなげてまいります。

また、ふるさと応援寄附金や企業版ふるさと納税を活用し、新たな自主財源の確保を図るとともに、公共施設の最適化に向けた取組としまして、公共施設等総合管理計画の改定を行い、現在の社会情勢や今後の財政見通しを十分踏まえ、施設の適正管理と、長寿命化を引き続き計画的に進め、健全で持続可能な行財政運営を目指してまいります。

加えて、広域行政の推進として、美濃加茂市と加茂郡7町村で構成するみのかも定住自立圏では、第4次共生ビジョンの下、それぞれの市町村が持つ強みを生かし、弱みを補い合いながら、引き続き1つの圏域として連携・協力して課題解決に向けて取り組んでまいります。

議員各位をはじめ、町民の皆様の変わらぬご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます、施政方針といたします。

引き続きまして、本定例会に提案いたします議案の概要につきまして申し上げます。

提案いたしました案件は、条例関係12件、予算関係12件、その他2件の計26件であります。

議案第4号、5号、6号は、それぞれ、衆議院の解散、県議会議員の欠員、町議会議員の欠員による選挙の執行に係る補正予算で、専決処分を行ったものであります。

議案第7号 八百津町行政手続条例の一部を改正する条例については、行政手続法の改正を踏まえ、意見陳述手続の通知を公示によって行う場合の方法について、同法に倣う改正を行うため条例の一部を改正するものであります。

議案第8号 八百津町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の趣旨を踏まえ、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第9号 八百津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じて、八百津町職員の初任給調整手当の改定を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第10号 八百津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、定額で定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額を改定するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第11号 八百津町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例については、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、町職員及び企業職員の旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直し等を行うため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第12号 八百津町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例については、放課後児童健全育成事業は、現在、土曜日に隔週で開所しておりますが、土曜日に就労する保護者の利用ニーズの高まりに対応するため、毎週開所するよう条例を改正するものであります。

議案第13号 八百津町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関して確保すべき必要な基準を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第14号 八百津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、国民健康保険事業の健全な財政運営及び岐阜県国民健康保険運営方針が示す将来的な県内市町村の保険料水準の統一化に向け、保険税率を改正するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第15号 八百津町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定については、八百津町鳥獣被害防止計画に基づく被害防止施策を推進するため、鳥獣被害対策実施隊を設置するに当たり、条例を制定するものであります。

議案第16号 八百津町小口融資条例の一部を改正する条例については、中小企業者へ

の小口融資の運用上の課題を踏まえ必要な見直しを行うことにより、制度の適正化及び目的に沿った運用を図るため、条例の一部を改正するものであります。

議案第17号 八百津町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、小口融資審査会の設置を廃止するとともに、新たに設置する鳥獣被害対策実施隊員を非常勤の特別職職員として追加し報酬等を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第18号 八百津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、損害補償に係る補償基準額及び扶養に係る補償基準額の加算額について所要の改正を行うため、また、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、災害の定義の例示を加えるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第19号 令和7年度八百津町一般会計補正予算（第13号）、議案第20号 令和7年度八百津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議案第21号 令和7年度八百津町下水道事業会計補正予算（第2号）は、それぞれ諸事情により、予算化の必要が生じた事務事業費の追加などをお願いするものであります。

議案第22号 令和8年度八百津町一般会計予算、議案第23号 令和8年度八百津町国民健康保険特別会計予算、議案第24号 令和8年度八百津町後期高齢者医療特別会計予算、議案第25号 令和8年度八百津町介護保険特別会計予算、議案第26号 令和8年度八百津町水道事業会計予算、議案第27号 令和8年度八百津町下水道事業会計予算は、いずれも各会計の令和8年度当初予算であります。

議案第28号 八百津町と美濃加茂市との間の学校腎臓検診事務の委託については、令和8年度から、みのかも定住自立圏事業として実施する学校腎臓検診事業について、美濃加茂市に同事務を委託することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第29号 町道の路線認定については、道路新設工事による路線認定のため、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提出議案26件について申し上げましたが、それぞれの議案の詳細につきましては、上程の際にご説明いたしますので、何とぞ慎重に審議いただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（後藤一夫） ここで暫時休憩といたします。再開時刻は追って連絡いたします。

午前10時47分休憩

午前11時05分再開

○議長（後藤一夫） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第5、議案第4号 専決処分した事件の承認について（令和7年度八百津町一般会計補正予算（第10号））から日程第30、議案第29号 町道の路線認定についてまで、以上26件を一括議題といたします。

これより議案第4号から日程の順序に従い、それぞれ執行部からの議案説明を求めます。なお、議案説明は着座での説明を許可します。

それでは、議案第4号 専決処分した事件の承認について（令和7年度八百津町一般会計補正予算（第10号））から議案第6号 専決処分した事件の承認について（令和7年度八百津町一般会計補正予算（第12号））まで、以上3件の議案説明を求めます。

総務課長 上野義治さん。

○総務課長（上野義治） それでは議案第4号から第6号の3件につきまして、一括してご説明いたします。いずれも選挙の執行に係る補正予算でございます。

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第4号 専決処分した事件の承認について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

3ページをお願いいたします。

専第2号 令和7年度八百津町一般会計補正予算（第10号）の専決処分について。

令和8年1月23日に衆議院が解散したことによる衆議院議員総選挙執行のため、補正予算を編成する。

ただし、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年1月23日に専決処分を行ったものでございます。

それでは、別冊補正予算書、議案第4号 専決処分した事件の承認について（令和7年度八百津町一般会計補正予算（第10号））をご用意ください。

1ページをお願いいたします。

専第2号 令和7年度八百津町一般会計補正予算（第10号）。

令和7年度八百津町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1208万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億8078万7000円とするものでございます。

7ページ、歳出をお願いします。

2 款、4 項、3 目、衆議院議員選挙費は、1 月23日に衆議院が解散され、総選挙を執行することとなったため所要の予算を専決処分で編成したもので新たに1208万2000円を追加するものでございます。

1 節、報酬は、選挙管理委員報酬、投票管理者・立会人報酬で111万7000円、3 節、職員手当等は、時間外勤務手当797万9000円、10節、需用費は、選挙啓発物品等の消耗品費と選挙人名簿や入場券等の印刷製本費で89万2000円、11節、役務費は、入場券等の郵送料の通信運搬費、投票用紙交付機や投票の読み取り分類器の点検料など109万2000円、12節、委託料は、選挙人名簿電算処理委託料とポスター掲示場設置・撤去委託料で97万1000円、13節、使用料及び賃借料は、自動車借り上げ料、事務用機器借り上げ料で3万1000円でございます。

財源は、県支出金の衆議院議員選挙費委託金で775万9000円と一般財源が432万3000円でございます。

続いて、6 ページの歳入をお願いいたします。

上段の表16款、3 項、1 目、総務費県委託金は、補正前の額に775万9000円を追加し、4148万7000円とするもので、衆議院議員選挙費委託金でございます。

下段の表20款、1 項、1 目、繰越金は、補正予算の一般財源として、補正前の額に432万3000円を追加して、1 億3868万6000円とするものでございます。

以上で、議案第4号 専決処分した事件の承認について（令和7年度八百津町一般会計補正予算（第10号））の説明を終わります。

続きまして、議案書4 ページをお願いいたします。

議案第5号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

5 ページをお願いいたします。

専第3号 令和7年度八百津町一般会計補正予算（第11号）の専決処分について。

岐阜県議会議員加茂郡選挙区選出議員に欠員が生じたことによる補欠選挙執行のため、補正予算を編成する。

ただし、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により令和8年1月27日に専決処分を行ったものでございます。

それでは、別冊補正予算書、専第3号 専決処分した事件の承認について（令和7年度八百津町一般会計補正予算（第11号））をご用意ください。

1 ページをお願いいたします。

専第3号 令和7年度八百津町一般会計補正予算（第11号）。

令和7年度八百津町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ928万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億9007万4000円とするものとさせていただきます。

7ページ、歳出をお願いいたします。

2款、4項、4目、県議会議員選挙費は、1月27日に岐阜県議会議員加茂郡選挙区選出議員に欠員が生じ補欠選挙を執行することとなったため所要の予算を専決処分で編成したもので、新たに928万7000円を追加するものとさせていただきます。

1節、報酬は、選挙管理委員報酬、投票管理者・立会人報酬で103万9000円、3節、職員手当等は、時間外勤務手当555万7000円、10節、需用費は、選挙啓発物品等の消耗品費と選挙人名簿や入場券等の印刷製本費で70万6000円、11節、役務費は、入場券等の郵送料の通信運搬費、投票用紙交付機や投票の読み取り分類器の点検料など104万8000円、12節、委託料は、選挙人名簿電算処理委託料とポスター掲示場設置・撤去委託料で90万6000円、13節、使用料及び賃借料は、自動車借り上げ料、事務用機器借り上げ料で3万1000円とさせていただきます。

財源は、県支出金の県議会議員選挙費委託金で663万2000円と一般財源が265万5000円とさせていただきます。

続いて、6ページの歳入をお願いいたします。

上段の表16款、3項、1目、総務費県委託金は、補正前の額に663万2000円を追加し、4811万9000円とするもので、県議会議員選挙費委託金とさせていただきます。

下段の表20款、1項、1目、繰越金は、補正予算の一般財源として、補正前の額に265万5000円を追加して、1億4134万1000円とするものとさせていただきます。

以上で、議案第5号 専決処分した事件の承認について（令和7年度八百津町一般会計補正予算（第11号））の説明を終わります。

続きまして、議案書の6ページをお願いいたします。

議案第6号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものとさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

専第5号 令和7年度八百津町一般会計補正予算（第12号）の専決処分について。

八百津町議会議員に欠員が生じたことによる補欠選挙執行のため、補正予算を編成する。

ただし、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により令和8年2月18日に専決処分を行ったものでございます。

それでは、別冊補正予算書、議案第6号 専決処分した事件の承認について（令和7年度八百津町一般会計補正予算（第12号））をご用意ください。

1ページをお願いいたします。

専第5号 令和7年度八百津町一般会計補正予算（第12号）。

令和7年度八百津町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ473万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億9480万4000円とするものでございます。

7ページ、歳出をお願いします。

2款、4項、5目、町議会議員選挙費は、2月18日に八百津町議会議員に欠員が生じ補欠選挙を執行することとなったため、令和7年度分に係る所要の予算を専決処分で編成したもので新たに473万円を追加するものでございます。

1節、報酬は、選挙管理委員報酬で8万円、3節、職員手当等は時間外勤務手当10万円、10節、需用費は、腕章やタスキなどの選挙資材や啓発物品等の消耗品費と選挙人名簿、入場券、投票用紙などの印刷製本費で138万4000円、11節、役務費は、入場券や候補者はがき等の郵送料の通信運搬費99万円、12節、委託料は、選挙人名簿電算処理委託料とポスター掲示場設置・撤去委託料のうち設置及び管理分で66万8000円、13節、使用料及び賃借料は、事務用機器借り上げ料で1万円、18節、負担金、補助及び交付金は、選挙運動用の公費負担として、自動車使用費交付金、ビラ作成費交付金、ポスター作成費交付金149万8000円でございます。

財源は、一般財源でございます。

続いて、6ページの歳入をお願いいたします。

20款、1項、1目、繰越金は、補正予算の一般財源として、補正前の額に473万円を追加して、1億4607万1000円とするものでございます。

以上が、議案第6号 専決処分した事件の承認について（令和7年度八百津町一般会計補正予算（第12号））の説明となり、議案第4号から第6号の3件についての一括説明を終わります。

○議長（後藤一夫） 次に、議案第7号 八百津町行政手続条例の一部を改正する条例についての議案説明を求めます。

総務課長 上野義治さん。

○総務課長（上野義治） 議案書8ページをお願いいたします。

議案第7号 八百津町行政手続条例の一部を改正する条例について。

八百津町行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

この条例改正は、デジタル技術の進展を踏まえてその効果的な活用を図るために改正された行政手続法の趣旨を踏まえ、不利益処分を行う前に必要となる「聴聞」及び「弁明の機会の付与」の意見陳述手続の通知に代えて公示送達を行う場合において、インターネットを用いる方法で行うことを可能とするため、所要の改正を行うものでございます。

「聴聞」及び「弁明の機会の付与」を行う際は、その旨を書面により、処分の相手方に通知する必要があるところ、当該相手方の所在が判明しないことにより通知の送達ができない場合は、役場及び各出張所前の掲示場に必要事項を記載した書面を2週間掲示することで、当該通知がその者に到達したものとみなす公示送達を行っております。

今般の改正は、不利益処分に係る公示送達の方法について、従来の掲示場への書面掲示に加え、インターネットにより通知内容を閲覧できるようにして、一層の行政運営の公正の確保と透明性の向上を図ろうとするものでございます。

9ページをお願いいたします。

八百津町行政手続条例の一部を改正する条例。

八百津町行政手続条例の一部を次のように改正する。

条例中「名あて人」を漢字の「名宛人」に改める改正は、常用漢字表の改定により、「宛」の文字が常用漢字とされたことに伴うものでございます。

同様に、10ページの第13条第1項第1号イ中、「はく奪」を漢字の「剥奪」に、12ページの第25条中「かんがみ」を漢字の「鑑み」の表記に改める改正を行うものでございます。

11ページをお願いいたします。

現行の規定、第15条第3項には、不利益処分の名宛人の所在が判明しない場合に、公示送達による通知が可能な旨と、その方法について事務所の掲示場に掲示することによって行うことができると規定されており、合わせて掲示開始から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなすとその効果についても規定されております。

改正後は、公示送達による通知が可能な旨のみを第3項に残し、公示送達の方法・効果については、第4項を新設して規定しております。

また、同項において、公示送達の方法については規則で定めるとしており、その具体的な方法は、インターネットを通じて不特定多数の者が閲覧できる状態に置くとともに、

インターネットを利用できない方への配慮の観点から、従来どおり書面を掲示場に掲示し、または、事務所に設置したパソコンの画面上で閲覧をすることができる措置をとることとしております。

第16条は、現行条例の第15条第3項後段に規定されていた公示送達の効果は今般の改正により、同条第4項後段に規定されることとなるため、第3項を第4項に改正するものでございます。

12ページをお願いいたします。

第22条第3項は、聴聞をした結果、なお聴聞の続行の必要があると判断し、当事者等に次の聴聞の期日等を書面で通知する場合に、当事者等の所在が判明しないときにおける通知の方法は、第15条第3項及び第4項の規定を準用することとしております。

今般の第15条の改正に伴い、準用している引用規定を改正するとともに、2回目以降の聴聞の通知における公示送達の方法として、従来の掲示に加え、インターネット等による方法により行うこととするため、「、掲示を始めた」から「、当該措置を開始した」に改める所要の整備を行うものでございます。

議案書12ページ及び13ページをお願いいたします。

第29条の規定は、聴聞手続に不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合の、公示送達の取扱い及び代理人の規定を弁明の機会の付与の手続について準用することを定めたものであり、準用する内容に応じて引用規定について所要の改正を行うものでございます。

13ページの附則でございます。

施行期日、第1項、この条例は、令和8年5月2日から施行する。

これは、改正の基となるデジタル規制改革一括法の施行期日と同じ施行日にしております。

通知の方法に関する経過措置、第2項、改正後の八百津町行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例第22条第3項及び第29条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

提案説明でございます。

行政手続法の改正を踏まえ、「聴聞」及び「弁明の機会の付与」の意見陳述手続の通知を、公示によって行う場合の方法について、同法に倣う改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

○議長（後藤一夫） 次に、議案第8号 八百津町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についての議案説明を求めます。

総務課長 上野義治さん。

○総務課長（上野義治） 議案書14ページをお願いいたします。

議案第8号 八百津町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について。

八百津町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を別紙のとおり定める。

これは、町の機関等が定める条例や規則等において、書面で行うこととされている行政手続を情報通信技術を利用してオンライン等でも行えることを可能とするため、各条例や規則等を個別に改正することなく、本条例にオンライン等で行うための共通的な事項を定めることにより、行政手続に係る町民等の利便性の向上及び情報通信技術を活用した行政の推進を図ることを目的として定めるものでございます。

15ページをお願いいたします。

八百津町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例。

第1条は、この条例の目的を明らかにするもので、この条例は、町の機関等に係る行政手続について、オンライン等により行うために必要となる事項を定めることにより、手続等における関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、町民生活の向上に寄与することを目的としております。

第2条は、この条例で使用する用語の定義について、定めるものでございます。

第1号は、条例等の範囲を定めるもので、町の機関等が定める条例及び規則等並びに岐阜県から本町へ権限委譲されている事務に係る岐阜県の条例及び規則としております。

第2号は、「町の機関等」の範囲を定めるもので、町長、上下水道事業の管理者の権限を行う町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会並びに補助機関、附属機関、指定管理者としております。

第3号は、「書面等」の範囲を定めるもので、情報が記載された紙、その他の有体物としております。

第4号は、「署名等」の範囲を定めるもので署名、記名、自署、連署、押印その他氏名または名称を書面等に記載することとしております。

第5号の「電磁的記録」とは、CDやDVDなどの媒体に記録された電子的記録や、ハードディスクやフロッピーディスクなどの媒体に記録された磁氣的記録などの総称をいいます。

第6号は、「申請等」の範囲を定めるもので、「申請」とは、法令に基づき、町に対

して許認可等を求める行為であって当該行為に対して、町の機関等が、諾否の応答をすべきこととされているものをいい、「届出」とは、町の機関等に対し、一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって法令により直接に当該通知が義務づけられているものをいいます。

第7号は、「処分通知等」の範囲を定めるもので、申請等を行った特定の者に対する処分の通知その他の条例等の規定に基づき町の機関等が行う通知としております。

第8号は、「縦覧等」の範囲を定めるもので、「縦覧」とは、条例等の定めにより誰でも見ることのできる状態にある書面等または電磁的記録を見ることを言い、「閲覧」とは、申請等に基づいて請求者が請求した書面等または電磁的記録を見ることをいいます。

16ページをお願いいたします。

第9号は、「作成等」の範囲を定めるもので、条例等の定めにより、書面等または電磁的記録を作成すること、または保存することとしております。

第10号の「手続等」は、前4号に定める申請等、処分通知等、縦覧等または作成等を包含して「手続等」と定義するものでございます。

第3条は、オンラインによる申請等の取扱いについて定めるものでございます。

第1項は、他の条例等において書面等により行うこととしている申請等を個別条例等を改正せずに電子情報処理組織（町が使用するコンピュータ等と申請者が使用するコンピュータ等とをインターネット等で接続したオンラインシステム）を使用する方法により行うことができるよう定めるものでございます。

第2項は、オンラインにより行われた申請等は、個別条例等に定める書面等により行われたものとみなして、申請等に対して適用される個別条例等と同じ規定を適用することを定めるものでございます。

第3項は、オンラインにより行われた申請等は、町側の電子計算機（コンピュータ）に備えられた電子ファイルに記録されたときに、町の機関等に到達したものとみなすことを定めるものでございます。

第4項は、他の条例等において、署名や押印をすることとしている申請等について、オンラインで行う場合は、個人番号カードの利用による電子署名、または別に規則で定める、氏名または名称を明らかにする他の方法をもって署名等に代えることができることを定めるものでございます。

第5項は、オンラインによる申請等については、他の条例等の規定において手数料等の納付方法が規定されているものにかかわらず、オンラインでの納付ができることを定

めるものでございます。

第6項は、申請等において対面による本人確認、原本確認の必要がある場合など、オンラインで行うことが困難、または著しく不相当と認められる部分がある場合は、その部分を除いて部分的にオンラインによる申請等を認めることを定めるものでございます。

第4条は、オンラインで処分通知等を行う場合の取扱いについて定めるものでございます。

第1項は、他の条例等において書面等により行うこととしている処分通知等を個別条例等を改正せずに、オンラインにより行うことができるよう定めるものでございます。

ただし、当該処分通知等を受ける者がオンラインで受ける旨の表示をした場合に限ることとしております。

17ページをお願いいたします。

第4条第2項は、オンラインにより行われた処分通知等は、個別条例等に定める書面等により行われたものとみなして、処分通知等に対して適用される個別条例等と同じ規定を適用することを定めるものでございます。

第3項は、オンラインにより行った処分通知等は、処分通知等を受ける者の使用する電子計算機（コンピュータ）に備えられた電子ファイルに記録されたときに到達したものとみなすことを定めるものでございます。

第4項は、他の条例等において、署名や押印をすることとしている処分通知等について、オンラインで行う場合は、処分通知を行った者の氏名、または名称を明らかにするための他の手段をもって署名等に代えることができることを定めるものでございます。

第5項は、処分通知等において対面による本人確認、原本の交付が必要なものがある場合など、オンラインで行うことが困難、または著しく不相当と認められる部分がある場合は、その部分を除いて部分的にオンラインによる処分通知等を認めることを定めるものでございます。

第5条は、電磁的記録による縦覧等の取扱いについて定めるものでございます。

第1項は、他の条例等において書面等により行うこととしている縦覧を、個別条例等を改正せずに、コンピュータ等で作成した電磁的記録に記録されている事項の縦覧や当該事項を、用紙に出力したものの縦覧をもって代えることができるよう定めるものでございます。

第2項は、電磁的記録により行われた縦覧等は、個別条例等に定める書面等により行われたものとみなして、当該条例等の規定と同じ規定を適用することを定めるものでございます。

第6条は、電磁的記録による作成等の取扱いについて定めるものとございます。

第1項は、他の条例等において書面等により作成または保存するとしているものについて、コンピュータ等を利用した電磁的記録の作成または保存により行うことができるよう定めるものとございます。

第2項は、電磁的記録による作成等は、個別条例等に定める書面等により行われたものとみなして、当該条例等の規定と同じ規定を適用することを定めるものとございます。

18ページをお願いいたします。

第6条第3項は、他の条例等において、署名や押印をすることとしている作成等について、電磁的記録で行う場合は、作成等を行った者の氏名または名称を明らかにする他の方法をもって署名等に代えることができることを定めるものとございます。

第7条は、本条例の適用除外となる手続等について定めるものとございます。

第1号及び第2号では、手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要がある場合等で、オンライン等によることがなじまない手続や手続等のうち、既に他の条例等においてオンライン等により行うことが規定されており、改めて本条例を適用する必要がある手続等については、本条例を適用せず他の条例等の規定に基づき対応することを定めるものとございます。

第8条は、添付書面等の省略について定めるもので、他の条例等により、住民票の写しなどの書面等であって申請等に際し、添付することが規定されているものについて、申請等をする者が個人番号カードの利用やその他の措置を行うことにより、町の機関等が、添付書面等の情報を入手し、または参照することができる場合には、添付を要しないことを定めるものとございます。

第9条第1項は、町が、町の機関等に係る手続等のオンライン化等を図るために、情報システムの整備その他必要な措置を講ずることについての努力義務について定めるものとございます。

第2項は、情報システムの整備に当たっては、セキュリティ面に配慮した仕組みとし、安全性及び信頼性を確保するよう努めることを定めるものとございます。

第3項は、手続等のオンライン化等を行うだけではなく、手続等そのものの簡素化または合理化を図るよう努めることを定めるものとございます。

第10条は、オンライン化等している申請等及び処分通知等の手続について、ホームページで随時公表することを定めるものとございます。

第11条は、この条例の施行に関する細目については、規則に委任することを定めるものとございます。

附則でございます。

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

19ページをお願いいたします。

提案説明でございます。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の趣旨を踏まえ、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

以上で、議案第８号の説明を終わります。

○議長（後藤一夫） 次に、議案第９号 八百津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての議案説明を求めます。

秘書室長 松浦政和さん。

○秘書室長（松浦政和） それでは、議案書20ページをお願いいたします。

議案第９号 八百津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

八百津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

次の21ページをご覧ください。

八百津町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

これは国家公務員の給与に関する法律の改正に伴い、職員手当のうち、初任給調整手当において、民間企業とのバランスや人材確保を目的として支給される手当として、従来からの初任給調整手当が第１種となり、新たに第２種初任給調整手当が創設されました。

それでは議案書21ページの新旧対照表をご覧ください。

第２条では、初任給調整手当に続けて、（第１種初任給調整手当及び第２種初任給調整手当を言う。）を追加し、第８条の３第１項及び第２項第３項では、初任給調整手当とあるところを第１種初任給調整手当に改めております。

次の議案書22ページ、第８条の４第１項では、第２種初任給調整手当の支給に関し、新たに採用された職員の給与月額から算定した１時間当たり給与相当額を特定額と定め、その職員が在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮した額、すなわち、この地域の最低賃金を基準額と定め、特定額がこの基準額を下回るものには、第２種初任給調整手当を支給するものとしております。

第２項では、第２種初任給調整手当の月額は、基準額と特定額との差額を月額に換算した額としております。

第３項では、この第１項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により、

第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要と認められる者に対しても、同手当を支給するものとしております。

第4項では、その他に同手当の支給に関し、必要な事項は規則で定めるものとしております。

議案書23ページをお願いいたします。

附則でございます。

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案説明でございます。

一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じて、八百津町職員の初任給調整手当の改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

以上で、議案第9号 八百津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

○議長（後藤一夫） 次に、議案第10号 八百津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての議案説明を求めます。

秘書室長 松浦政和さん。

○秘書室長（松浦政和） それでは議案書24ページをお願いいたします。

議案第10号 八百津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

八百津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

次のページをお願いいたします。

八百津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

条例第19条第5項では、パートタイム会計年度任用職員の報酬の額について別表第3にて定額の報酬額を定めております。

別記1上段の表が改正後、下段の表が改正前となります。

このうち、今回の改正では、上段の表改正後におきまして、職種区分1行目の外国語指導助手の月額報酬を27万3200円とし、2行目異文化交流アドバイザー同じく月額22万900円、2つ飛びまして5行目の健康運動管理士、月額6000円、7行目の教育振興指導員、時間額1700円とし、8行目の教頭マネジメント支援員は、新たに追加をするもので、時間額1600円とするものです。

次の9行目、公民館長は時間額1600円、10行目の部活動指導員は時間額1500円、11行

目、安全指導員は時間額1500円、12行目の山村活性化支援員は時間額1700円に改正をするものでございます。

なお、下段の表、改正前の下から4行目にある結婚相談員は、このたび廃止をし、削除しております。

議案書、次の26ページをお願いいたします。

附則でございます。

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案説明でございます。

定額で定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

以上で議案第10号の説明を終わります。

○議長（後藤一夫） 次に、議案第11号 八百津町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例についての議案説明を求めます。

秘書室長 松浦政和さん。

○秘書室長（松浦政和） それでは、議案書27ページをお願いいたします。

議案第11号 八百津町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について。

八百津町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

次の28ページをご覧ください。

八百津町職員の旅費に関する条例等の一部を次のように改正する。

これは国家公務員の旅費に関する法律の改正に伴い、国内外の経済社会情勢の変化に対応することとともに、事務負担軽減を図るため、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直しを行うほか、適正な支出を図るため、規定を整備するものでございます。

主な改正内容につきましては、議案書28ページの新旧対照表では、初めに、用語の意義としまして、第2条、第1項、第6号に旅行役務提供者を新たに加えております。

これは旅行業者等が町に対して旅行に係る役務、その他規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ町が当該旅行業者等に対して、当該旅行にかかる旅費に相当する金額を支払うことを約する契約を締結した旅行業者等を旅行役務提供者として定め、旅行者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができるものとしております。

議案書29ページの旅費の支給に関する規定第3条第7項が、これに伴います新たな条文の追加となります。

同じく29ページの第4条では、旅行命令等について規定し、同条第4項及び第5項では、従前においては、旅行命令権者は、必要事項を記載した旅行命令簿を旅行者に提示し、これを提示するいとまがない場合には、口頭による旅行命令等の発出を可能とし、後から記載事項を提示するものとしておりましたが、改正後では、必要事項を記載または記録し、当該必要事項を旅行者に通知することとし、記載にいとまがない場合には、後から記載、または記録し、通知できるよう、旅行命令の運用方法を改めるものでございます。

次に30ページでは、第6条第1項において、普通旅費の種類について規定し、これまでの車賃、宿泊料及び食卓料に代えて、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当としております。

次の第5項、第6項及び第7項では、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費それぞれは実費額により支給するものと定めております。

次の第7条及び第8条では、旅費の計算についての規定となり、第7条第1項では、旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、第6条に規定する種目及び内容に基づき計算するものとしており、改正前の第8条及び次の31ページにあります第9条、第10条までの旅費の計算に関わる日数の規定を削除しております。

同じく31ページの第11条では、旅費の支給を受けようとする旅行者並びに旅費に相当する金額の支払いを受けようとする旅行役務提供者の旅費の請求手続について規定をし、請求書には、電磁的記録により作成されるものを含むものとして、次の32ページでは、同条第5項、第6項を新たに加えております。

次の33ページ、第12条では、鉄道賃について規定をし、第1項、第1号から第6号において、鉄道利用に必要な費用を支給対象として定めております。

また、第2項では、これまで特急料金の支給要件とする片道100キロメートル以上とするもの、普通急行料金の片道50キロメートル以上とする距離制限を削除しております。

次の第13条では、船賃の必要な費用を支給対象とし、次の34ページ第13条の2、第1項、第2項では、航空賃について規定し、旅客運賃に加え、座席指定料金及びその他付随する費用を支給対象として加えております。

次の第14条では、これまで車賃として規定しておりました車を利用した旅行に関し、改正後は、その他の交通費として、第1項、第1号では、路線バスなどの乗合旅客バスを利用する移動に要する運賃を、第2号では、タクシー、ハイヤーなどの運賃、第3号では、レンタカーの賃料を表し、次の35ページ第4号では、自家用自動車を利用する移動に要する費用を車賃として定め、同条第2項では、職員が旅行命令権者の承認を受け

て、自家用自動車を利用して移動した場合に限り、1キロメートルにつき37円を支給するものとしております。

次の第16条では、これまでの宿泊料に代え、宿泊費として、宿泊に要する費用は国家公務員等の旅費支給規程別表第2に準じた特別職、一般職ごとの宿泊費基準額として定めております。

次の第16条の2では、包括宿泊費として、いわゆるパック旅行として、交通費や宿泊費などが一体となったもので、旅行する場合に支払われる費用を新たに対象としております。

次の36ページ、第17条では、これまでの食卓料に代え、宿泊手当として、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てる費用として、その額は宿泊費と同様に国家公務員等の旅費支給規程に準じるものとしております。

次に、第21条、退職者等の旅費、次の37ページ、第22条、遺族の旅費については、それぞれ各号で定める旅費の額の記載は、出張の例に準じて規則で定める額とするものに改定をしております。

同じく36ページ、第23条では、旅費の上限額について示し、鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、各条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額としております。

次に38ページの第26条では、旅費の返納について新たに規定をし、支出命令者等は、旅行者、または旅行役務提供者がこの条例、または規則の規定に違反し、旅費の支給または旅費に相当する金額の支払いを受けた場合には、これらを返納させなければならないとし、また返納に代えて、その後において支払う給与、または旅費から返納すべき旅費を差し引くことができるものと定めております。

また、次の39ページ別表につきましては、別記1に示しますとおり、改正後は、この表を削除しております。

同じく39ページでは、今回の職員旅費の改正に準じまして、第2条として、八百津町企業職員の旅費に関する条例の一部を次のように改正するものとしております。

改正後の第3条準用規定におきましては、企業職員の旅費に関しましては、職員の旅費に関する条例第3条から第27条までの規定を準用するものとしております。

附則でございます。

第1項、この条例は、令和8年4月1日から施行する。

経過措置としまして、第2項、改正後の八百津町職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行日以後に新条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同条第2項に規

定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の八百津町職員の旅費に関する条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同条第2項に規定する旅行命令等を発した旅行により、旅費に旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。

ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同条第2項に規定する旅行命令等を発し、かつ施行日以後に新条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が新条例第3条第5項の規定により、当該旅行命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち、当該変更日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち、当該変更日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

第3項、新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職等となった場合、または死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合、または死亡した場合については、なお従前の例による。

第4項、新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により、旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条、第1項、第2項及び第4項の規定により、旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

第5項、新条例第26条の規定は、新条例、またはこれに基づく規則の規定に違反して、旅費の支給を受けた場合について適用する。

提案説明でございます。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、町職員及び企業職員の旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直し等を行うため、関係条例の一部を改正するものでございます。

以上で、議案第11号 八百津町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。

○議長（後藤一夫） ここで暫時休憩いたします。再開時刻は追って連絡いたします。

午後0時06分休憩

午後1時05分再開

○議長（後藤一夫） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

提出議案の説明を求めます。

議案第12号 八百津町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例についての議案説明を求めます。

教育課長 大鋸 悟さん。

○教育課長（大鋸 悟） それでは議案第12号のご説明を申し上げます。

議案書41ページをご覧ください。

議案第12号 八百津町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について。

八百津町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものです。

42ページをお願いいたします。

八百津町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、改正前、改正後の表を載せております。

この一部改正は、放課後児童健全育成事業として行っている学童保育につきまして、現在、隔週の土曜日に開催しているものを毎週土曜日開催に拡充するための改正となります。

第5条の休業日では、第1項第1号に休業日として記載している「第1、第3、第5土曜日」については、今後毎週開催とするため削除し、第3号に記載の祝日と合わせて、第1号に、「日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日」と改正をいたします。

第4号については、休日を除く表記部分を削除し、号数も第3号に修正いたしました。

第6条は、利用時間について定めており、第1項第2号に定める小学校の休業日の中で「第2、第4」の表記を削除いたしました。

附則です。

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案説明です。

放課後児童健全育成事業は、現在土曜日に隔週開所しているが、土曜日に就労する保護者の利用ニーズの高まりに対応するため、毎週開所するよう本条例を改正する。

以上、議案第12号 八百津町放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

○議長（後藤一夫） 次に、議案第13号 八百津町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての議案説明を求めます。

教育課長 大鋸 悟さん。

○教育課長（大鋸 悟） それでは議案第13号のご説明を申し上げます。

議案書43ページをご覧ください。

議案第13号 八百津町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

八百津町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり定めるものです。

44ページをお願いします。

この八百津町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例は、こども誰でも通園制度と呼ばれる制度で使用する施設設備や運営についての基準を定めるためのものです。

乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園、幼稚園等に通っていない0歳6カ月から満3歳未満のお子様が、月10時間の範囲となりますが、時間単位での利用ができる事業となっています。

条例は3章にて構成しています。

第1章は総則、第2章では乳児等通園支援事業について定め、第3章は雑則となっています。

第1条では、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めると趣旨について記載し、第2条では目的について乳児等通園支援事業を利用している乳児、または幼児が心身ともに健やかに育成されることを保障するものとしています。

第3条及び第4条では、事業を行うものは最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう努め、町は勧告することができるとしています。

第5条は一般原則として、事業を行う際の事業者の心構えや適切な配慮を求めることについて記載をしています。

第6条は非常時用の備えについての記載を行っており、第7条では安全計画の策定を行うようにしています。

第8条ではスクールバス同様、バス運行などで子どもの放置が生じないよう措置を講じるよう定めています。

第9条、10条、11条は職員の資質向上や施設に応じた職員配置について記載し、第12条では幼児を平等に扱うよう規定しています。

第13条は虐待防止について、第14条は事業所自体の衛生管理についての注意を記載しています。

第15条では食事を行う際の設備の整備について規定しています。

第16条は保育園の保育計画などのような規定を定めておくようにしています。

第17条では台帳関係の帳簿の整備を求めています。

第18条では公務員同様、秘密保持について記載しています。

第19条では苦情に対し適切に対応するよう求めている、19条までで全体像に対し、基本的事項を示しています。

乳児等通園支援事業、第1節通則といたしまして、第20条は乳児等通園支援事業の区分として「乳児等通園支援事業」を「一般型乳児等通園支援事業」と「余裕活用型乳児等通園支援事業」の2つに区分していることを記載しており、定員に満たない部分で受け入れる余裕活用型とそれ以外の一般型とするとしています。

第2節一般型乳児等通園支援事業の第21条から25条では、一般型として行う事業所について、設備の基準や運営についての基準を定めています。

第21条では施設の設備に対する基準として、乳児1人当たりの面積などを定めています。この基準は別表に一覧として表しています。

また、第22条は職員の基準について定めています。

第23条は設備及び職員の基準の特例、24条は支援の内容、25条は保護者との連絡について記載しています。

第3節は余裕活用型乳児等通園支援事業についての基準を定めますが、余裕活用型は既に保育所などの基準に沿って規則が整備されていますので、一般型よりも項目は少なくなっています。

第3章雑則は、記録及び委任について記載しています。

第21条関係の別表につきましては、町の保育園以外の認定こども園や家庭的保育事業者などの事業実施者が行う際に必要な基準として、2階より上の階につきましても国の基準に準じて定めています。

附則です。

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案説明です。

児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関して確保すべき必要な基準を定めるため、本条例を制定する。

以上、議案第13号 八百津町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての説明とさせていただきます。

○議長（後藤一夫） 次に、議案第14号 八百津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての議案説明を求めます。

町民課長 後藤光次さん。

○町民課長（後藤光次） それでは議案書53ページをご覧ください。

議案第14号 八百津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

八百津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

次のページをお願いします。

八百津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

八百津町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

今回の改正は、国民健康保険事業の健全な財政運営と岐阜県国民健康保険運営方針が示す将来的な県内市町村の保険料水準の統一化に向け保険税率を改正するものでございます。

ここからは、お配りしております議案第14号説明資料にてご説明いたしますので、ご用意をお願いします。

国民健康保険税につきましては、令和5年12月定例会におきましてご承認をいただき、県内の将来的な保険料水準の統一に向けるなどにより、算定方式を令和6年度から資産割を廃止し、4方式から、所得割・均等割・平等割の3方式とし、保険税率につきましては据置きとなっております。

現行の保険税率につきましては、資産割を廃止し税率を据置きとしているため、県が示します標準保険料率よりも全体的では低いものとなっております、単年度収支では赤字を計上しております。

また、将来的には県内保険料水準が統一されることとなっており、国民健康保険事業の健全な財政運営と保険料水準の統一に向けて保険税率の改正を行うものでございます。

1段目の表、1の保険税率の改正の表で、第3条から第9条の3の改正でございます。

表中①の医療分につきましては、所得割5.7%を6.53%に、均等割2万9000円を3万600円に、平等割につきましては2万7000円を2万4300円に、2分の1が軽減されます特定世帯につきましては1万3500円を1万2150円に、4分の1が軽減されます特定継続世帯につきましては2万250円を1万8225円に改正するものでございます。

②の後期高齢者支援金等分につきましては、所得割1.9%を2.32%に、均等割9000円を1万400円に改正し、平等割につきましては据置きとするものでございます。

③の介護納付金分につきましては、所得割1.8%を2.01%に、均等割1万2000円を1万1700円に、平等割につきましては、8000円を6800円に改正するものでございます。

改正税率につきましては、現行の保険税率と2段目の表にあります、県が示します八百津町の標準保険料率との差の2分の1を加えたものとしております。

2ページに移りまして、1段目の表、2の保険税の軽減額の改正の表で、第23条第1

項の改正でございます。

政令で定められました所得基準を下回る世帯につきまして、均等割額、平等割額の 7 割、5 割、2 割を軽減する制度がございます。第23条第 1 項では、この減額する額を規定しているため、今回の、均等割、平等割の税率改正に合わせまして、この減額する額をそれぞれ改正するものでございます。

①の医療分で 7 割軽減の均等割額の欄でございますが、改正前において通常の均等割額は 2 万 9000 円、軽減する額は 7 割の 2 万 300 円、改正後は通常の均等割額が、3 万 600 円、軽減する額が 7 割の 2 万 1420 円となるものでございます。

以下同様でございますので、説明を割愛させていただきます。

②の後期高齢者支援金等分の平等割額につきましては、税率を据置きとしましたので改正はございません。

2 段目の表、3 の未就学児に係る保険税の軽減額の改正の表で、第23条第 2 項の改正でございます。

未就学児の被保険者につきましては、均等割額を 5 割軽減する制度がございます。第 23 条第 2 項において、この減額する額を規定しておりますので、税率改正により同様に減額する額を改正するものでございます。

低所得世帯に該当する場合は、それぞれの軽減後の額から 5 割の額を軽減するものでございます。

①の医療分の 7 割軽減の欄でございますが、改正前においては、通常の均等割額は 2 万 9000 円、7 割軽減額の 2 万 300 円を控除しまして 8700 円となり、5 割の軽減額は 4350 円であります。

改正後におきましては、通常の均等割額が 3 万 600 円、7 割軽減額の 2 万 1420 円を控除しまして 9180 円となり、5 割の軽減額が 4590 円となるものでございます。

以下、同様でございますので説明を割愛させていただきます。

議案書 61 ページにお戻りいただきまして、附則でございます。

施行期日、この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

適用区分、この条例による改正後の八百津町国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案説明でございます。

国民健康保険事業の健全な財政運営及び岐阜県国民健康保険運営方針が示す将来的な県内市町村の保険料水準の統一化に向け保険税率を改正するため、条例の一部を改正す

るものでございます。

以上で、議案第14号の説明とさせていただきます。

○議長（後藤一夫） 次に、議案第15号 八百津町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定についての説明を求めます。

農林課長 中嶋孝治さん。

○農林課長（中嶋孝治） それでは、議案書62ページをお願いいたします。

議案第15号 八百津町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について。

八百津町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

63ページをお願いいたします。

八百津町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例。

第1条で規定していますが、町内に生息する鳥獣による農林水産業等の被害を減らすため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条の規定に基づき、鳥獣被害対策実施隊を設置するものです。

法律に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置することにより、活動に対し、国の財政的支援が受けられ、隊員の身分は非常勤特別職となります。

鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策の強化や、今後想定される緊急時の対応を進めていくため、八百津町鳥獣被害対策実施隊を設立するものでございます。

条例の内容としましては、第1条で、目的と法令根拠及び設置について、第2条で、名称について、第3条で、任務について、第4条で、隊員の委嘱と地方公務員法第3条第3項に規定する非常勤の特別職の職員であることを明示、第5条で、報酬について、非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例による旨を規定してございます。

第6条で、出役手当について規定、第7条で、公務災害補償について規定、第8条で、その他細部については規則に委任する旨を規定しております。

鳥獣被害対策実施隊の活動経費等に特別交付税が交付率8割で措置されるなど、市町村に対しての財政的支援がございました。

なお、議案第17号で提出しております八百津非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例において、実施隊員の報酬は1人当たり年額1万円を予定していますが、その8割が特別交付税で措置されることとなります。

附則としまして、この条例は令和8年4月1日から施行する。

提案説明でございます。

八百津町鳥獣被害防止計画に基づく被害防止施策を推進するため、鳥獣被害対策実施

隊を設置するに当たり、本条例を制定する。

以上で、議案第15号の説明を終わります。

○議長（後藤一夫） 次に、議案第16号 八百津町小口融資条例の一部を改正する条例についての議案説明を求めます。

地域振興課長 赤塚 誠さん。

○地域振興課長（赤塚 誠） それでは、議案第16号についてご説明いたします。

議案書64ページをご覧ください。

議案第16号 八百津町小口融資条例の一部を改正する条例について。

八百津町小口融資条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

65ページをお願いします。

八百津町小口融資条例の一部を次のように改正する。

今回の第4条の改正につきましては、送り仮名への変更と地方税法の規定によるもので、第4条第3号中「申込」を「申込み」に、「老年者控除額または寡婦控除額」を「寡婦控除額またはひとり親控除額」に、第4号中（ア）の「申込」を「申込み」に、「老年者控除額、寡婦控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、イの「申込」を「申込み」に改めるものです。

第6条、損失補償につきましては、借入日が平成18年3月31日以前のものに限り適用している損失補償に関する規定について、当該制度の役割が既に終了していること及び新たな適用対象が生じないことから、第6条を削るものです。

第7条、融資の条件につきましては、第6条へ繰り上げ、第2号中「並びに」を「及び」に改めるものです。

第8条から第11条の改正につきましては、審査委員会の開催に一定の期間を要することから、直ちに資金が必要な事業者に対し融資期日まで時間を要するため、制度の趣旨を損なうことなく、事務処理の簡素化及び迅速化を図る観点から、審査委員会を廃止し、岐阜県保証協会による審査体制へ移行することにより、融資の円滑かつ迅速な実施を図るため、第8条から第11条を削るものです。

第12条の改正につきましては、「第12条を第7条へ」、「申込並びに」を「申込み及び」に改め、「第13条を第8条へ」、「第14条を第9条へ」繰り上げるものです。

附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案説明といたしまして、中小企業者への小口融資の運用上の課題を踏まえ、必要な見直しを行うことにより、制度の適正化及び目的に沿った運用を図るため、条例の一部を改正するものです。

以上、議案第16号の説明とさせていただきます。

○議長（後藤一夫） 次に、議案第17号 八百津町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての議案説明を求めます。

農林課長 中嶋孝治さん。

○農林課長（中嶋孝治） それでは、議案書68ページをお願いいたします。

議案第17号 八百津町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

八百津町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

69ページをお願いいたします。

八百津町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表の内容を改正するものですが、改正点は2点ございます。

1点目は、先ほど説明がありました議案第16号 八百津町小口融資条例の一部を改正する条例により、小口融資審査会を廃止することから、別表中、区分欄の地域公共交通協議会委員の次にあります、「小口融資審査会委員」の行を削除するものでございます。

2点目の改正は、先ほど議案第15号でご説明いたしました、新たに八百津町鳥獣被害対策実施隊を設立するに当たり、その構成員を非常勤特別職職員として追加し、報酬について定めるものでございます。

別表中、区分欄の農業委員選考委員会委員の次に「鳥獣被害対策実施隊員」を加え、報酬を「年額1万円」として定めるものでございます。

附則としまして、この条例は令和8年4月1日から施行する。

提案説明でございます。

小口融資審査会の設置を廃止するとともに、新たに設置する鳥獣被害対策実施隊員を非常勤の特別職職員として追加し報酬等を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

以上で、議案第17号の説明を終わります。

○議長（後藤一夫） 次に、議案第18号 八百津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての議案説明を求めます。

防災安全室長 鈴木 彰さん。

○防災安全室長（鈴木 彰） それでは、議案書の71ページをお願いいたします。

議案第18号 八百津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

八百津町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

非常勤消防団員等の公務災害における補償基礎額等は、一般職の職員の給与に関する法律に規定される俸給月額などを参考に定められています。

令和7年12月に給与法の一部が改正され、俸給月額や扶養手当支給額が改定されたことから、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴う改正、及び、災害対策基本法の一部改正に伴いまして、改正するものです。

72ページをお願いいたします。

八百津町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表にてご説明いたします。

第5条には、非常勤消防団員等が公務により、死亡、負傷、疾病等にかかった場合などにおける補償基礎額や扶養に係る加算額について記されています。

第5条第2項第2号中、9700円を1万円に改め、同号ただし書中1万4500円を1万5000円に改めます。

次の第3項については、議案第18号説明資料にて説明させていただきますので、そちらをご覧ください。

①の表は、一般職の職員の扶養手当額の一覧です。第1号の配偶者から第6号の重度心身障がい者まで扶養額が定められています。

②の表は、①を基準として、一部改正された政令の加算額の一覧となります。一番下の行、令和8年度以降では、第1号は0円となり廃止し、第2号は433円、第3号から第6号までは217円となります。

そして、③は今回の条例改正案です。第1号の配偶者は廃止します。したがって、第2号を第1号とし、以下を1号ずつ繰り上げます。この表のとおり、第5条第3項を改正します。

72ページの新旧対照表にお戻りください。

第5条第3項、一番下の行から、100円を433円に改め、「第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に、改めます。

同項中、第1号を削り、「第2号」を「第1号」とし、「第3号」から「第6号」までを1号ずつ繰り上げます。

次の第18条の2は、後ほど説明しますので、先に次のページ、74ページをお願いいたします。

別記1は、第5条関係、補償基礎額表となります。

下段の改正前の表から上段の改正後の表に階級、勤続年数の区分ごとの補償基礎額を改めます。

団長及び副団長の欄、10年未満、1万2900円を1万3340円に、10年以上20年未満、1万3700円を1万4170円に、20年以上、1万4500円を1万5000円に、分団長及び副分団長の欄、10年未満、1万1300円を1万1670円に、10年以上20年未満、1万2100円を1万2500円に、20年以上、1万2900円を1万3340円に、部長、班長及び団員の欄、10年未満、9700円を1万円に、10年以上20年未満、1万500円を1万840円に、20年以上、1万1300円を1万1670円に改めます。

73ページにお戻りください。

第18条の2の特殊公務に従事する非常勤消防団員及び非常勤水防団員の特例におきまして、「津波」の次に「地盤の液状化」を加えます。

これは、令和6年の能登半島地震において、液状化による被害が広い範囲にわたって発生したことを踏まえ、地盤の液状化を異常な自然現象の例示に追加することで、液状化対策の一層の進展を図るため、災害対策基本法の一部改正に伴いまして、改正します。

次のページ、74ページをお願いします。

一番下のほう、附則といたしまして、施行期日、この条例は、令和8年4月1日から施行する。

経過措置は、改正される部分は、4月1日以降に事由が生じた場合に適用となりますが、4月1日以前に事由が生じた場合でも、傷病補償年金や遺族補償年金などの年金等については、4月1日以降の支給分については、適用となることが定められています。

75ページをお願いします。

提案説明といたしまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、損害補償に係る補償基礎額及び、扶養に係る補償基礎額の加算額について、所要の改正を行うため、また災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、災害の定義の例示を加えるため、条例の一部を改正するものでございます。

以上で、議案第18号の説明を終わります。

○議長（後藤一夫） 議案第19号 令和7年度八百津町一般会計補正予算（第13号）の議案説明を求めます。

総務課長 上野義治さん。

○総務課長（上野義治） 議案第19号 令和7年度八百津町一般会計補正予算（第13号）についてご説明いたします。

別冊補正予算書、議案第19号 令和7年度八百津町一般会計補正予算（第13号）をご

用意ください。

1 ページをお願いいたします。

令和7年度八百津町の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5552万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億5032万7000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費は、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」によるものでございます。

第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」によるものでございます。

4 ページをお願いいたします。

繰越明許費についてご説明いたします。

第2表、繰越明許費、2款、総務費、3項、戸籍住民基本台帳費、住民情報及び戸籍の附票システム改修事業259万1000円は、戸籍の附票へ旧氏及び旧氏の振り仮名を記載するため、住民情報システム及び戸籍の附票システムの改修を行う事業で、国の12月補正予算により、所要の経費を補正予算で計上しておりますが、年度内では事業の完了ができないため、翌年度に繰越しをお願いするものでございます。

7款、土木費、2項、道路橋梁費、防災・安全交付金事業（維持管理）1624万2000円は、町道細目・北山線の舗装補修工事で、国の12月補正予算により、所要の経費を補正予算で計上しておりますが、年度内では事業の完了ができないため、翌年度に繰越しをお願いするものでございます。

同じく7款、土木費、2項、道路橋梁費、道路メンテナンス事業953万2000円は、野上地内と福地地内の橋梁補修設計業務で、国の12月補正予算により、所要の経費を補正予算で計上しておりますが、年度内では事業の完了ができないため、翌年度に繰越しをお願いするものでございます。

10款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、林業用施設災害復旧事業452万8000円は、令和7年9月の豪雨によって被災しました南戸地内の林道笹尾線の補助災害復旧工事で、令和7年12月の災害査定を受け、所要の経費を補正予算で計上しておりますが、年度内では事業の完了ができないため、翌年度に繰越しをお願いするものでございます。

同じく10款、災害復旧費、2項、公共土木施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧事業284万4000円は、令和7年9月の豪雨によって被災しました久田見地内の町道名場居木・八幡線の補助災害復旧工事で、令和7年12月の災害査定を受け、所要の経費を補正

予算で計上しておりますが、年度内では事業の完了ができないため、翌年度に繰越しをお願いするものでございます。

5 ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正につきまして、1 変更、起債の目的は、農地整備事業でございます。

限度額について、補正前の額に1430万円を追加し、4400万円とするもので、起債の方法、利率及び償還の方法は、これまでの起債と同様でございます。

これは、県営ため池等整備事業で、国の12月補正予算により、伊岐津志地内と上飯田地内のため池の追加工事に対応するもので、財源として過疎対策事業債を充当するため、変更するものでございます。

続いて、11ページ、歳出をお願いいたします。

1 段目の表2款、1項、5目、地域振興費は、補正前の額に42万9000円を追加して、3億4499万1000円とするもので、12節、委託料におきまして、企業版ふるさと納税の寄附額増加に伴う業務委託料でございます。

財源は一般財源でございます。

2 段目の表、2款、3項、1目、戸籍住民基本台帳費は、補正前の額に259万1000円を追加して、7382万9000円とするもので、12節、委託料におきまして、戸籍の附票へ旧氏及び旧氏の振り仮名を記載するための住民情報システム及び戸籍の附票システムの改修委託料でございます。

財源は、国庫支出金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金259万円、残りは一般財源でございます。

3 段目の表、3款、1項、6目、臨時福祉給付金等給付事業費は、補正前の額に40万8000円を追加して、3827万8000円とするもので、22節、償還金、利子及び割引料におきまして、令和6年度に実施した定額減税に係る調整給付金給付事業の事務費に係る過年度分国庫支出金返還金でございます。

財源は一般財源でございます。

最下段の表、4款、1項、2目、母子保健費は、補正前の額に6万8000円を追加して、1511万3000円とするもので、22節、償還金、利子及び割引料におきまして、令和6年度に実施した産後ケア事業、産婦健診事業、低所得者妊婦の初回産科受診料助成事業に係る過年度分国庫支出金返還金でございます。財源は一般財源でございます。

続いて、12ページをお願いいたします。

上段の表、5款、1項、4目、農地整備費は、補正前の額に1818万3000円を追加して、

7126万1000円とするもので、18節、負担金、補助及び交付金におきまして、県営ため池等整備事業負担金でございます。

財源は、過疎対策事業債1430万円、残りは一般財源でございます。

中段の表、7款、2項、1目、道路維持費は、補正前の額に1380万6000円を追加して5890万円とするもので、12節、委託料におきまして、町道の凍結防止剤散布及び除雪作業にかかる道路降雪除去委託料でございます。

財源は一般財源でございます。

下段の表、12款、3項、1目、基金費は、補正前の額に1億2003万8000円を追加して、2億2578万8000円とするもので、基金及び基金利子の積立てでございます。

24節、積立金におきまして、財政調整基金利子積立金116万7000円、減債基金利子積立金15万9000円、養護老人ホーム福祉事業基金利子積立金1000円、杉原千畝記念基金利子積立金10万1000円、杉原千畝記念基金積立金1020万7000円、新丸山ダム対策基金利子積立金44万2000円、新丸山ダム対策基金積立金115万円、明日のまちづくり基金利子積立金157万4000円、明日のまちづくり基金積立金6201万4000円、庁舎建設基金利子積立金101万5000円、森林環境譲与税基金利子積立金4万2000円、減債基金積立金1216万6000円、地域福祉基金積立金3000万円でございます。

財源のその他財源787万2000円は、行政財産目的外使用料、財産収入、基金利子、寄附金のほか、バンジージャンプ利用料収入還元金や保健衛生費助成金の諸収入で、残りは一般財源でございます。

以上で歳出の説明を終わりました、8ページの歳入をお願いいたします。

上段の表、14款、1項、5目、土木使用料は、新丸山ダム関連の土地使用料で、仮設ハウス設置、電力引込線の敷設、資材置場、給排水管布設などの行政財産目的外使用料として、補正前の額に115万円を追加して、5411万9000円とするものでございます。

中段の表、15款、2項、1目、総務費国庫補助金は、戸籍住民基本台帳費国庫補助金として、補正前の額に259万円を追加して、1475万8000円とするもので、社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。

下段の表、17款、1項、2目、利子及び配当金は、財政調整基金利子のほか、7件の基金利子について、補正前の額に450万1000円を追加して、1663万2000円とするものでございます。

9ページをお願いいたします。

上段の表、18款、1項、2目、総務費寄附金は、杉原千畝記念基金寄附金20万7000円、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）寄附金250万円、合計270

万7000円を補正前の額に追加して、280万9000円とするものでございます。

3目、ふるさと応援寄附金は、補正前の額に3740万4000円を追加して、3億6772万7000円とするものでございます。

5目、衛生費寄附金は、保健衛生費寄附金として、新たに60万2000円を追加するものでございます。

中段の表、20款、1項、1目、繰越金は、補正予算の一般財源として、補正前の額に8547万5000円を追加して、2億3154万6000円とするものでございます。

下段の表、21款、4項、2目、雑入は、石川県穴水町に派遣している職員の給与費に対する穴水町からの負担金収入538万2000円、バンジージャンプ利用料収入還元金111万2000円、保健衛生費助成金30万円の合計679万4000円を補正前の額に追加して、2億6227万7000円とするものでございます。

以上で、議案第19号 令和7年度八百津町一般会計補正予算（第13号）の説明を終わります。

○議長（後藤一夫） 次に、議案第20号 令和7年度八百津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の議案説明を求めます。

町民課長 後藤光次さん。

○町民課長（後藤光次） それでは別冊の議案第20号 八百津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）をご覧ください。

1ページをお願いいたします。

議案第20号 令和7年度八百津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

令和7年度八百津町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ390万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4868万2000円とするものでございます。

7ページの歳出をご覧ください。

2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金でございます。

補正前の額に390万7000円を追加し、2億2525万8000円とするものでございます。

18節負担金、補助及び交付金で、保険料等負担金につきまして390万7000円の補正をお願いするものでございます。

これは、収納しました保険料につきまして、収納月ごとに後期高齢者医療広域連合に保険料等負担金として納付しておりますが、保険料の調定収納額が予算を上回る見込みでございまして、3月分の納付につきまして、後期高齢者医療広域連合に納付する保険

料等負担金に不足が生じたものでございます。

財源は、全額、その他、後期高齢者医療保険料でございます。

歳入につきましては、6 ページでございます、

1 款、1 項、1 目、後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料、現年度分273万5000円と2目、普通徴収保険料、現年度分117万2000円でございます。

以上、議案第20号の説明とさせていただきます。

○議長（後藤一夫） 次に、議案第21号 令和7年度八百津町下水道事業会計補正予算（第2号）の議案説明を求めます。

水道環境課長 林 誠さん。

○水道環境課長（林 誠） それでは別冊の補正予算書、令和7年度八百津町下水道事業会計補正予算（第2号）をご覧ください。

1 ページをお願いいたします。

議案第21号 令和7年度八百津町下水道事業会計補正予算（第2号）。

総則、第1条、令和7年度八百津町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

債務負担行為としまして、第2条、令和7年度八百津町下水道事業会計予算、第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

次の2 ページをご覧ください。

債務負担行為に関する調書でございます。

こちらは、表中の公共下水道施設及び農業集落排水施設の包括維持管理業務についてでございます。

それぞれ、令和7年度から8年度までの2年契約でございますが、近年のあらゆる単価などの急激な高騰を踏まえまして、再度、金額の積算を行いましたところ、当初の契約額から比較して、資材単価やエネルギー価格、人件費の上昇などにおいて、非常に大きな影響を受けていることから、それぞれの限度額について、補正を行うものでございます。

公共下水道施設包括維持管理業務につきましては、補正前の限度額に20万9000円を増額して4040万3000円とし、農業集落排水施設包括維持管理業務では、補正前の限度額に62万7000円を増額して、5536万3000円とするものでございます。

なお、期間については、変更はございません。

1 ページへお戻りいただきまして、続いて、企業債でございます。

第3条、予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法

を次のとおり補正する。

こちらは、昨今の金利上昇を受けまして、起債の利率を3.0%以内としていたものを、5.0%以内とするものでございます。

過去の利率の上昇率などを勘案した結果、令和8年度末には4.5%ほどとなる見込みとなりましたので、5.0%以内とさせていただくものです。

そのほか、限度額や、起債の方法、償還の方法については、変更はございません。

以上で、議案第21号 令和7年度八百津町下水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（後藤一夫） ここで暫時休憩といたします。再開時刻は追って連絡いたします。

午後2時00分休憩

午後2時10分再開

○議長（後藤一夫） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

提出議案の説明を求めます。

議案第22号 令和8年度八百津町一般会計予算の議案説明を求めます。

副町長 古田 功さん。

○副町長（古田 功） それでは、議案第22号 令和8年度八百津町一般会計予算につきましてご説明させていただきます。

令和8年度予算書1ページをご覧ください。

令和8年度八百津町一般会計予算は、次に定めるところによる。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ65億8800万円と定めるものでございます。

第2条では、債務負担行為、第3条では地方債についてそれぞれ定め、第4条では一時借入金について、借入最高額を5億円と定めるものでございます。

第5条では、歳出予算の流用について定めております。

歳入歳出予算の詳細につきましては、各常任委員会において所管課長から説明をいたしますので、私からは概略説明とさせていただきます。

それでは9ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございますが、3件ございます。

まず、1つ目は令和8年度から2か年で策定いたします公共施設等総合管理計画策定業務として、令和9年度に限度額500万5000円を設定させていただきます。2つ目は、中小企業及び小規模企業支援融資利子補給金に係るもので、令和9年度から令和13年度

までの5年間で116万8000円を設定させていただきます。3つ目は、高等学校就学援助費に係るもので、令和9年度から令和10年度までの2年間で100万円を設定させていただきます。

次に10ページをお願いいたします。

第3表、地方債でございます。

起債の目的欄の1行目、過疎地域持続的発展特別事業におきましては、明日のまちづくり基金に積立てを行い、翌年度以降に施設の除却の財源とするため1160万円を限度額として設定するものでございます。2行目の農地整備事業につきましては、県営ため池事業負担金に充当するため、過疎債3490万円を設定いたします。3行目の公共林道改良事業では、林道橋補修設計業務の委託料に充当するため、過疎債350万円を限度額として設定しました。4行目、道路新設改良事業では、町道の拡幅、側溝改良や舗装補修に充当するため、過疎債6530万円と県道改良事業負担金に充当するための辺地債200万円、合わせて6730万円を限度額として設定しました。5行目、河川改良事業につきましては、河川しゅんせつ工事に充当するため、緊急しゅんせつ債2020万円を限度額として設定いたしました。6行目、防災行政情報配信事業では、やおつーしんのLTE回線利用料として過疎債2340万円を限度額として設定しております。7行目、防災対策車両購入事業では、緊急防災・減災事業債1370万円を限度額として設定しました。8行目、体育施設整備事業では、蘇水公園テニスコート等のLED化工事費に充当するため、過疎債1150万円を限度額として設定しました。最下段の学校体育施設整備事業では、八百津小学校屋内運動場の空調設備設置工事実施設計業務とLED化工事費に充当するため、緊急防災・減災事業債690万円と学校教育施設等整備事業債2070万円を合わせた2760万円を限度額として設定しており、限度額総額は2億1370万円でございます。

11ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

歳入につきましては、一括してこの明細書により概略説明をさせていただきます。

まず1款の町税でございますが、前年と比較しますと、個人町民税では、10万円の減、法人町民税では1190万円の増と見込み、固定資産税の土地・家屋においても1240万円の増を見込んでおります。償却資産においては、新丸山ダム建設工事に係る償却資産の増などで、3800万円の増を見込んでおります。また、軽自動車税の環境性能割につきましては廃止となることから275万円の減を見込んでおります。その他軽自動車税、たばこ税など各税目を合計しました町税総額は、対前年度比6017万5000円増の15億7498万6000円を計上いたしました。

次に、２款の地方譲与税につきましては、対前年度比430万8000円減の１億2085万4000円を計上いたしました。内訳は地方揮発油譲与税1700万円、自動車重量譲与税6600万円、森林環境譲与税3785万4000円でございます。３款の利子割交付金から、10款の地方特例交付金、12款の交通安全対策特別交付金につきましては、地方財政計画の伸び率をもって算定いたしました。

11款の地方交付税におきましては、国の地方財政収支見通しを踏まえ、対前年度比4.6%増の23億9000万円で、このうち普通交付税につきましては、22億5000万円、特別交付税につきましては１億4000万円を計上しております。

次に、13款の分担金及び負担金につきましては、対前年度比782万5000円減の1619万2000円を計上しておりますが、入所者の減による老人ホーム措置費負担金の減額が主な要因でございます。

14款の使用料及び手数料につきましては、対前年度比826万円増の１億2479万5000円を計上しております。主な増額の要因は、施設使用料の見直しによる増や新丸山ダム事業関連の土地使用料の増でございます。

15款の国庫支出金は、対前年度比3910万6000円減の４億7163万円で、道路台帳のデジタル化などに係る、新しい地方経済・生活環境創生交付金や橋梁のメンテナンス事業に充てる道路更新防災等対策事業費補助金などの減が要因となっております。

16款の県支出金は、対前年度比2877万8000円増の４億4420万7000円を計上しております。小学校費県補助金において、学校給食費軽減交付金などが増となっております。

17款財産収入は、普通財産や教員住宅の貸付収入、財政調整基金をはじめとする各種基金の利子収入や、こけ山入山権収入などで、2255万円減の3225万9000円を見込んでおります。減額の要因は森林整備事業に伴う立木売払い収入の減でございます。

18款の寄附金は、ふるさと応援寄附金３億5000万円と企業版ふるさと納税など合計で３億5010万3000円を見込んでおります。

12ページをお願いいたします。

19款の繰入金は、新丸山ダム対策基金をはじめとする８つの積立基金からの繰り入れ、総額１億9246万7000円を関係事業に充当いたします。前年度に比較し１億663万5000円の減となっておりますが、財政調整基金の皆減、明日のまちづくり基金、地域福祉基金からの繰り入れなどが減となっています。

20款の繰越金は、前年同額の１億円を見込みました。

21款の諸収入は、対前年度比8608万9000円減の１億9830万7000円を見込んでおります。システム標準化対応のためのデジタル基盤改革支援補助金などが減となっております。

22款の町債につきましては、先ほど10ページ第3表でもご説明いたしましたが、総額で2億1370万円の借入を予定しております。

以上、令和8年度予算の歳入合計は、65億8800万円といたしました。

これをもちまして歳入予算の説明とさせていただき、次に歳出予算の説明をさせていただきます。

35ページをお願いいたします。

歳出予算でございます。

まず、議会費から説明をさせていただきます。

なお、前年度当初との比較増減の説明と、説明欄にありますそれぞれの金額については割愛いたしますのでよろしくお願いいたします。また、扶助費につきましては、支援内容や対象人数などの規定に沿った予算の積み上げとなりますので、新規事業や重要と思われる項目以外の説明は割愛させていただきます。

それでは、本年度予算額の欄をご覧ください。

1 款、議会費、1 項、議会費は6546万円を計上いたしました。

1 目の議会費におきましては、議員報酬、事務職職員の人件費、需用費、筆耕速記料などのほか、8 節、旅費91万8000円は、議員研修の際の交通費、滋賀県と奈良県への行政視察の際の宿泊費などを計上しております。

12節、委託料96万3000円は、議会テレビ中継放送委託料や、議員専門研修委託料、13 節、使用料及び賃借料122万2000円のうち、自動車等借り上げ料は滋賀県と奈良県への議員行政視察時の自動車借り上げ料等でございます。

18節、負補交101万9000円には、可茂町村議会議長会負担金をはじめ、各研修負担金などを計上しております。

1 ページ飛ばしていただき、37ページをお願いいたします。

2 款、総務費、1 項、総務管理費、1 目、一般管理費では、5 億8265万1000円を計上いたしました。主に会計年度任用職員、特別職、一般職職員の人件費、ふるさと納税関係や行政システム関係の予算となっています。

38ページをお願いいたします。

12節の委託料1 億3298万7000円のうち、説明欄4 項目めのふるさと納税推進業務委託料では、新たな試みとして、今まで職員が行っていたふるさと納税のウェブサイト上のプロモーションや新たな返礼品発掘などをプロの手で見直してもらい、より効果的に納税に導くための中間事業者業務委託も含んでおります。

39ページをお願いいたします。

2 目の財産管理費は、6177万1000円を計上いたしました。庁舎・庁用車の管理費が主なものでございます。

40ページをお願いいたします。

12節、委託料2820万2000円のうち、公共施設等総合管理計画策定業務委託料は公共施設の最適化を進めるため改定するものでございます。

14節、工事請負費451万9000円は、本庁舎公室、正副議長室及び議員ロビーの空調設備取替え工事費でございます。

17節、備品購入費239万2000円のうち、自動車用備品購入費はドライブレコーダーとバックモニター未装着の公用車に取り付ける費用を計上しております。

41ページをお願いいたします。

3 目の電算管理費は1億5728万2000円を計上いたしました。庁舎全体のネットワークやソフトウェアの管理費が主なものです。

12節、委託料2763万4000円のうち、自治体D X推進事業委託料は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく事務システム標準化の移行経費でございます。

4 目の広報広聴費には1350万5000円を計上し、5 目、地域振興費には、1億7518万8000円を計上しております。主に国際交流、地域公共交通、空き家バンク、地域おこし協力隊などの予算でございます。

42ページをお願いいたします。

8 節の旅費197万8000円のうち、特別旅費として知事のリトアニア渡航に同行するため2名分の旅費を計上いたしました。

10節、需用費430万3000円のうち、消耗品費では新たな八百津町のお土産製作費用等を計上いたしました。

12節、委託料には4260万3000円を計上いたしました。説明欄4項目め、地域公共交通計画策定委託料は現計画の見直しを7年度から2か年間で行うもので、8年度分として計上いたしました。デマンド交通運行业務委託料は、やおまる東部デマンド運行委託料でございます。6項目め、商品ブランディング委託料は、町内事業者の既存の商品のパッケージを見直し、売上げアップやふるさと納税の返礼品の魅力を上げるため計上いたしました。

13節、使用料及び賃借料759万7000円を計上いたしました。自動車等借り上げ料は、観光シャトルタクシー借り上げ料でございます。

43ページをお願いいたします。

説明欄2項目め、土地借り上げ料はファミリーセンター南のバス停留所借り上げ料で

す。

18節の負補交 1 億1552万円のうち、説明欄 3 項目め、東鉄バス八百津線運行経費負担金は美濃加茂市からは213万8000円を負担いただく予定でございます。

2 項目飛びまして、自主運行バス運行負担金は、新太田タクシーに委託しておりますやおまる西部の運行負担金でございます。

1 項目飛びまして、自主運行バス修繕費負担金は、やおまる西部で使用している車両に修理等が発生した場合の費用として計上しております。

ここでY A Oバス運行費負担金も計上しておりますが、ちなみに、公共交通に係る運行経費は、やおまる東部、やおまる西部、東鉄八百津線及びY A Oバス、観光シャトルタクシーを合わせた総額は9789万円でございます。

44ページをお願いいたします。

6 目の生活安全対策費は388万2000円を計上いたしました。交通安全など地域の安全に係る予算でございます。

7 目の会計管理費は738万9000円を計上いたしました。出納室で執行する予算となっております。

1 項、総務管理費の合計は10億166万8000円でございます。

次に、下段の枠、2 項、徴税費、1 目の徴税総務費は、職員人件費のほか、税に関する電算事務費やシステム保守などの経費として 1 億937万8000円を計上いたしました。

45ページをお願いいたします。

12節、委託料には2212万7000円を計上しております。説明欄 6 項目めの固定資産評価事務取扱要領作成業務委託は制度の変更などに対応して評価方法の見直しを図るため計上いたしました。

46ページでは、説明欄 1 項目めにおきまして、令和 9 年度の評価替えに向けた路線価算定、路線価図作成、路線価等の時点修正、その他資料の作成などを行うための固定資産評価替えに伴う路線価算定業務委託を、2 項目めは、大規模木造家屋評価に対する補助業務を委託する家屋評価補助業務委託料などを計上いたしました。

2 目の固定資産評価審査委員会費では、委員報酬 1 万8000円を計上いたしました。

2 項の徴税費の合計は 1 億939万6000円でございます。

47ページをお願いいたします。

3 項、戸籍住民基本台帳費、1 目の戸籍住民基本台帳費では4557万1000円を計上し、12節の委託料1106万円では、説明欄最下段、戸籍クラウドサービス導入業務委託料は戸籍システムのクラウド用ハードウェアを新たに導入するための事業を予定しております。

48ページをお願いいたします。

3 項、戸籍住民基本台帳費の合計は4557万1000円でございます。

次に、4 項、選挙費、1 目の選挙管理委員会費におきましては60万3000円を計上し、委員報酬をはじめ、委員会の事務経費を見込んでおります。

2 目の県議会議員選挙費144万6000円は、任期満了に伴う令和 9 年度執行の岐阜県議会議員選挙において、令和 8 年度に係る選挙費用を計上いたしました。

4 項、選挙費の合計は204万9000円でございます。

49ページをお願いいたします。

5 項、統計調査費、1 目の統計調査総務費は、経済センサス等の経費を計上しております。

2 目の国土調査費は、3614万4000円を計上し、12節の委託料では、潮見地内の調査対象地の登記完了を目指し、地籍調査業務委託料を予定しております。

5 項、統計調査費の合計は3676万6000円でございます。

次に、6 項、監査委員費は60万9000円を計上し、1 目の監査委員費におきましては、例月出納検査、定例監査、随時監査、決算審査などに係る委員報酬などを計上いたしました。

50ページをお願いいたします。

3 款、民生費、1 項、社会福祉費、1 目の社会福祉総務費は 6 億830万5000円を計上いたしました。主に福祉センターの管理や障がい者福祉関係の予算となります。

51ページをお願いいたします。

12節の委託料1905万1000円では、説明欄 5 項目め、令和 9 年度から 3 年間の計画期間の障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定をするための業務委託を予定しております。

52ページをお願いいたします。

18節、負補交3086万6000円の説明欄の下から 2 項目めにあります町社会福祉協議会補助金では、連合遺族会、身体障がい者福祉協会、赤十字奉仕団への補助金をはじめ、合同追悼式開催補助金のほか、社協事務職員人件費を合算して計上しております。

53ページをお願いいたします。

19節、扶助費の説明欄 3 項目めの要電源重度障がい児者災害時非常用電源装置等費は、新規としまして、重度の障がいを持つ方に対して、災害時に必要な非常用電源装置の購入や設置を支援するため計上いたしました。

54ページをお願いいたします。

2 目、福祉医療費は重度心身障がい者、乳幼児等助成などで 1 億851万5000円を計上

いたしました。

続いて、3目の老人福祉費1億9911万円では、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に係るものや後期高齢者医療療養給付費負担金などが主なものです。

55ページをお願いいたします。

4目の老人福祉施設費1億1526万5000円は、養護老人ホーム八百津蘇水園の経費を計上しております。

1ページ飛んで57ページをお願いいたします。

17節、備品購入費71万2000円は、入所者の居室用エアコン4台分の購入費でございます。

次に、5目の指定介護予防支援費1692万2000円は、地域包括支援センターの職員人件費を含む事務費でございます。

58ページをお願いいたします。

6目、国民年金事務費は79万2000円を計上いたしました。

1項、社会福祉費の合計は10億4890万9000円でございます。

下段の枠、2項、児童福祉費、1目の児童福祉総務費は1億2308万1000円を計上いたしました。主なものとして和知保育園や放課後児童クラブへの委託料、病児・病後児保育事業費補助金などがございます。

59ページをお願いいたします。

12節の委託料1億906万4000円を計上し、説明欄4項目め、放課後児童健全育成事業委託料では新年度から隔週土曜日に開所している和知児童クラブが毎週土曜日開所となるよう計上いたしました。

次に、2目、児童措置費は1億6272万9000円を計上いたしました。主に児童手当関係でございます。

60ページをお願いいたします。

3目の児童福祉施設費3億244万3000円は、公立保育園3園並びに学童保育施設に係る経費を計上いたしました。

1ページ飛ばして、62ページをお願いいたします。

14節の工事請負費437万3000円は、久田見保育園の内部塗装、和知学童保育施設の照明器具改修や錦津学童保育施設空調設備改修工事費でございます。

17節、備品購入費167万6000円は、八百津保育園天井扇や遮熱テントなどの購入、久田見保育園の遮熱テント購入などのほか、保育用備品購入のため計上いたしました。

63ページをお願いいたします。

4 目の子育て支援費2725万7000円は、福祉センター 2 階の子育て支援センターに係る人件費などが主なものでございます。

64ページをお願いいたします。

2 項、児童福祉費の合計は 6 億1551万円でございます。

65ページをお願いいたします。

次に、4 款、衛生費、1 項、保健衛生費、1 目の保健衛生総務費 1 億718万1000円は、主に各保健医療関係の負担金を計上いたしました。

66ページをお願いいたします。

2 目の母子保健費1216万7000円は、主に妊産婦関係の経費を計上しております。

18節、負補交431万6000円、説明欄最下段の妊婦のための支援給付金は、全額国庫負担で実施するもので、妊娠届の提出者に 5 万円、出生届の提出者に 5 万円を給付するものでございます。35人分を見込んでおります。

67ページをお願いいたします。

3 目の予防費6282万1000円は、主に健診や予防接種関係経費を計上いたしました。

12節、委託料5773万2000円は、説明欄 5 項目めの町民皆歯科検診の歯科検診委託料や 68ページをお願いいたします。

4 項目め、がん検診委託料、乳幼児医療機関予防接種委託料や高齢者医療機関予防接種委託料などを計上いたしました。

4 目の診療所費723万9000円は、潮南と福地の診療所医師報酬などを計上しております。

次に、5 目の環境衛生費は2324万2000円を計上いたしました。

18節、負補交2177万3000円は、可茂衛生施設利用組合斎場建設費負担金、同じく斎場の管理運営費負担金、家庭用飲用井戸等整備事業補助金などを計上しております。

1 項、保健衛生費の合計は 2 億1265万円でございます。

69ページをお願いいたします。

次に、2 項清掃費の合計は 1 億3222万9000円でございます。

1 目の清掃費は、ごみ処理関係と可茂衛生施設利用組合負担金が主なものでございます。

18節、負補交8781万1000円には、可茂衛生施設利用組合負担金を計上しております。その組合負担金の中には新施設建設等準備費として1022万5000円が含まれております。

次に、下段の枠、3 項下水道費は、浄化槽設置整備事業補助金などとして278万6000円を計上いたしました。

70ページをお願いいたします。

5 款、農林水産業費、1 項、農業費、1 目の農業委員会費は1074万9000円でございます。主に農業委員、農地利用最適化推進委員の報酬及び委員改選のための費用を計上いたしました。

2 目の農業総務費には3904万円を計上いたしました。

71ページをお願いいたします。

3 目の農業振興費には1768万7000円を計上いたしました。

18節、負補交1311万8000円を計上し、72ページをお願いいたします。

説明欄の下から3 項目め、多面的機能支払交付金並びに最下段の中山間地域等直接支払交付金はそれぞれ記載の額を継続して交付いたします。

次の4 目の農地整備費は、4006万4000円でございます。

14節、工事請負費450万円は、農業排水路整備工事を予定しております。

18節の負補交3547万1000円は、県営ため池等整備事業負担金として、宮底池など5 か所のため池整備事業に係る負担金を計上しております。

1 項、農業費の合計は1 億754万円でございます。

次に2 項、林業費、1 目の林業総務費には、2519万2000円を計上いたしました。主に鳥獣被害対策関係や熊対策経費を計上いたしました。

73ページをお願いいたします。

17節、備品購入費258万1000円は、熊類対策のためのドローン及び附属機器、トレイルカメラ、フラッシュライト、透明防護盾の購入を予定しております。

次に2 目、林業振興費には、4194万4000円を計上いたしました。

12節の委託料3592万円は、説明欄2 項目め、県森林環境税補助を活用し、和知城山地内の県道周辺の危険木除去を行うため、里山林整備事業委託料を計上いたしました。

3 目の町有林管理費は308万4000円といたしました。

次に4 目、治山林道費は5362万1000円を計上いたしました。

74ページをお願いいたします。

12節、委託料1332万3000円は、笹尾2 号橋補修の設計委託、林道台帳電子化業務などを予定しております。

14節、工事請負費3300万円は、町単林道改良工事等のほか、林道八幡線の開設工事費を計上いたしました。

2 項、林業費の合計は1 億2384万1000円でございます。

75ページをお願いいたします。

6 款、商工費、1 項、商工費、1 目の商工観光総務費は 1 億2696万8000円でございます。産業文化祭やストリートフェスティバルなどのイベント関係や観光関係の経費が主なものでございます。

8 節、旅費292万9000円は、ニューヨーク在住のシルビアスモラーさんにビザのレプリカを直接贈呈に行くための特別旅費などを計上いたしました。

76ページをお願いいたします。

12節、委託料817万円は、産業文化祭、ストリートフェスティバルなどのほか、旅費の説明でもありましたが、1993年にシルビアスモラーさんから寄贈していただいた命のビザの精巧なレプリカの作製を予定しております。

17節、備品購入費138万8000円は、ハヤブサミュージアムのキャッシュレスレジの購入や、商品販売棚購入などを予定しております。

18節、負補交1939万8000円を計上いたしました。

77ページをお願いいたします。

説明欄 3 項目めの川まつり行事補助金は、例年400万円としておりましたが、物価高騰などの要因で年々花火の発数が少なくなっているため、100万円上乗せをいたしました。

続いて、2 目の観光施設費には5066万7000円を計上いたしました。人道の丘公園などの公園管理や杉原千畝記念館関係の経費が主なものとなります。

78ページをお願いいたします。

14節、工事請負費1743万5000円は、五宝滝公園駐車場トイレ改修、人道の丘公園トイレ塗装、諸田公園遊具解体撤去などを予定しております。

17節、備品購入費72万3000円は、杉原千畝記念館展示ケース購入やキャッシュレスレジの購入などを予定しております。

3 目、新エネルギー対策費96万円は、家庭用の太陽光発電システム設置関係の補助金です。

1 項、商工費の合計 1 億7859万5000円でございます。

79ページをお願いいたします。

7 款、土木費、1 項、土木管理費、1 目、土木管理費7838万5000円は、主に、防犯灯の管理、道路改良等に伴う登記委託、道路台帳の修正などを計上いたしました。

80ページをお願いいたします。

2 項、道路橋梁費、1 目の道路維持費は4925万2000円でございます。

12節、委託料982万1000円は、道路降雪除去委託料をはじめ、81ページをお願いいた

します。

シルバー人材センターに委託しております、杣沢・小洞線をはじめとする町道 5 路線の道路維持管理委託料を計上しております。

14節、工事請負費1288万2000円は、町道の区画線設置費や道路維持補修、支障木伐採などに要する経費でございます。

18節、負補交130万8000円は、地域環境保全活動支援事業補助金を12万円増額して計上いたしました。これは町が管理する道路または河川ののり面等の除草などを、2人以上の団体で、同一年度に3回以上実施していただいた場合に、実施面積に応じて補助金を交付するものでございます。

続いて、2目の道路新設改良費は2億8996万8000円を計上いたしました。

14節、工事請負費は2億977万3000円を予定しており、説明欄3項目めの道路補修工事費1億1100万円は、継続して実施しております細目北山線並びに久田見中央線の舗装補修工事費を防災・安全交付金を充当し施工してまいります。

また、新規といたしまして、中野幹線舗装補修工事を電源立地地域対策交付金事業として予定しております。そのほか側溝改良工事費、舗装工事費、交通安全施設整備費にそれぞれ記載の予算を計上しております。

16節、公有財産購入費3211万2000円は、新丸山ダム関連の十日神楽線道路改良工事など、町道改良に伴う用地購入費ほかでございます。

21節の補償、補填及び賠償金4141万9000円は16節と同様の理由により計上しております。

2項、道路橋梁費の合計は3億3922万円でございます。

82ページをお願いいたします。

3項、河川費、1目の河川改良費は3292万1000円でございます。

14節、工事請負費におきまして、緊急しゅんせつ推進事業債を活用した旅足川と石川の河川しゅんせつ工事費のほか、宮袖川などの河川改良工事費を計上いたしました。

次に、4項、都市計画費、1目、都市計画総務費は579万6000円を計上いたしました。

12節、委託料563万7000円は、法定計画である都市計画マスタープランの策定業務を予定しています。

次に、5項、住宅費、1目の住宅管理費は3648万8000円でございます。

83ページをお願いいたします。

12節、委託料1536万8000円のうち、説明欄下から3項目めは、コーポささゆりの改修に向けての実施設計、下から2項目めは、今後取壊し予定の町営住宅のアスベスト調査

業務委託料でございます。町営住宅長寿命化計画策定業務委託料は、八百津町公共施設個別施設計画に基づき策定するものです。

84ページをお願いいたします。

次に8款、1項消防費、1目の常備消防費は、2億2275万2000円でございます。

18節、負補交におきまして、可茂消防事務組合負担金等として計上しております。組合の主な施設整備事業として、御嵩分署新庁舎整備、南署改修工事、指令台部分更新設計、救急車更新、西可児タンク車更新、施設整備基金などが見込まれております。

次に、2目、非常備消防費3867万9000円を計上いたしました。

団員報酬のほか、17節、備品購入費には、平成22年に購入しました団員のヘルメットの更新費用など活動用備品費として計上いたしました。

次に、3目、消防施設費は2448万2000円でございます。

85ページをお願いいたします。

14節、工事請負費437万2000円は、消防車庫・詰所のLED化工事や野上高橋防火水槽撤去工事を予定しております。

18節、負補交1367万5000円は、防火水槽廃止による町道清水逆巻線消火栓設置工事負担金などを予定しております。

次に、4目の災害対策費は7889万円でございます。

12節、委託料4989万3000円は、86ページをお願いいたします。

説明欄2項目め、県道中野方七宗線沿いの立木伐採を継続して実施しておりますライフライン保全対策事業委託料、3項目めの地域防災計画改定業務委託料などを計上いたしました。

17節、備品購入費1894万5000円は、J－A L E R T受信機用自動起動装置の購入や、防災対策用の多目的ワンボックスカーを購入するものでございます。この車両は平時においては、出張などの人員輸送やイベント時の資材運搬などに活用でき、有時にはトイレカーや救護室、応援職員の宿泊時の利用など状況に応じて様々な使用形態に対応できる車両となっています。

1項、消防費の合計は3億6480万3000円でございます。

87ページをお願いいたします。

9款、教育費、1項、1目の教育総務費は2億2279万1000円を計上いたしました。

88ページをお願いいたします。

12節、委託料7897万3000円を計上いたしました。説明欄1項目め、通学用自動車運転業務委託料では、新たに小学生登下校時熱中症対策とし下校時の送りの業務も含まれて

おります。4項目めの小中学校統合基本計画及び民間活力導入可能性調査業務委託料は、小中学校統合を想定した学校建設までのロードマップなどを令和7年度中に策定しましたが、さらに実施に向けた詳細な計画を策定し、その計画で事業の民間活力の導入が可能であるかどうか調査するものでございます。

13節、使用料及び賃借料3137万7000円を計上いたしました。説明欄2項目めの自動車等借り上げ料は、12節でも説明いたしました、小学生登下校時熱中症対策用のレンタカーの費用です。

89ページをお願いいたします。

17節、備品購入費494万9000円は、スクールバス1台を増車するため計上いたしました。

19節の扶助費70万円は、佐藤金五奨学基金による高等学校就学援助費でございます。1人当たり年額10万円を計上しております。

90ページをお願いいたします。

2項、小学校費、1目の学校管理費は、1億1579万1000円を予定しております。

91ページをお願いいたします。

12節、委託料1357万1000円のうち、設計委託料は、八百津小学校屋内運動場空調設備設置工事実施設計業務と八百津小学校屋内運動場照明器具改修工事監理業務を予定しております。

14節、工事請負費5919万円は、八百津小学校屋内運動場照明器具改修ほか各小学校空調設備設置やトイレ改修の工事費でございます。

17節、備品購入費306万7000円のうち熱中症対策として、各校に1台ずつ設置する冷凍庫の購入費用が含まれております。

続いて、2目の教育振興費は4229万3000円を計上いたしました。主に小学校支援員の人件費でございます。

92ページをお願いいたします。

2項、小学校費の合計は1億5808万4000円でございます。

次に、下段の枠の3項、中学校費、1目、学校管理費は2969万7000円を計上いたしました。

1ページ飛ばしていただき、94ページをお願いいたします。

14節、工事請負費286万1000円は、東部中学校屋内運動場トイレ工事をはじめ空調設備改修工事等を予定しております。

次に、2目の教育振興費は2206万8000円を計上しております。主に中学校の学校支援

員の人件費でございます。

95ページをお願いいたします。

3 項、中学校費の合計は5176万5000円でございます。

次に、4 項、社会教育費、1 目、社会教育総務費は2307万6000円を計上いたしました。

96ページをお願いいたします。

18節、負補交253万7000円は、青少年育成町民会議への補助金や八百津まつり本郷組の小鼓の革の交換として指定文化財保護費補助金などを計上いたしました。

次に、2 目、生涯学習費では1883万1000円を計上いたしました。

97ページをお願いいたします。

12節、委託料303万3000円は、岐阜大学・早稲田大学との文化交流事業委託料をはじめ、自主事業開催委託料として、筑前琵琶演奏会の音響・照明効果業務委託料などを計上いたしました。

98ページをお願いいたします。

3 目の社会教育施設費は6321万1000円を計上いたしました。ファミリーセンターや各地区センターの管理関係が主なものです。

99ページをお願いいたします。

14節、工事請負費1046万9000円は、ファミリーセンター和室をはじめ、和知センター和室や研修室の空調設備改修工事、福地公民館・潮南センターLED化工事、福地公民館床張り替え工事などを予定しております。

4 項、社会教育費の合計は1 億511万8000円でございます。

次に、5 項、保健体育費、1 目の保健体育総務費は3095万7000円を計上いたしました。主に各協会、協議会への負担金をはじめ、町体育協会、チャレンジクラブ802への補助などでございます。

100ページをお願いいたします。

2 目の体育施設費には6888万円を計上しております。蘇水公園の管理をはじめとする各地区の運動施設の管理が主なものとなります。

10節、需用費1033万3000円は、101ページをお願いいたします。

修繕費として蘇水公園テニスコート人工芝修繕などを予定しております。

12節、委託料1317万円のうち、設計委託料は、和知体育施設屋外トイレ建設工事設計監理業務として予定しております。

14節、工事請負費3805万6000円は、蘇水公園テニスコート・屋外トイレ等照明器具改修工事と和知体育施設屋外トイレ建設工事を予定しております。

17節、備品購入費547万1000円は、B & G艇庫の浮桟橋などの購入を予定しております。

次に3目の学校給食費は、1億5108万円を計上いたしました。

102ページをお願いいたします。

10節、需用費7978万2000円のうち、説明欄最下段の賄い材料費は給食材料代でございます。

12節、委託料5531万6000円は、説明欄中ほどの調理業務委託料等を計上しております。

14節、工事請負費251万1000円は、ガス供給設備更新工事を予定しております。

今回の中学校を含めた学校給食の無償化につきまして、今年度までは、賄い材料費に充当する保護者負担分、いわゆる給食費を差し引きますと、町負担分は1842万円となります。しかしながら、新年度からは保護者負担分はなくなり、県を通じた国からの交付金のみが充当となりますので、町負担分は2897万円となる予定です。したがって、小中学校の給食の賄い材料費に係る町負担分を比較しますと、新年度は1055万円の増額となります。

ただし、ただいま説明いたしましたのは賄い材料費の部分ですので、学校給食に係る人件費、調理委託料や給食センターの管理費などを含む全体では、再度申し上げますが1億5108万円でございます。

103ページをお願いいたします。

5項、保健体育費の合計は2億5091万7000円でございます。

104ページをお願いいたします。

次に10款、災害復旧費でございます。

1項の農林水産施設災害復旧費、並びに2項の公共土木施設災害復旧費におきましては、それぞれの科目におきまして、頭出しの100万円を計上いたしました。

105ページをお願いいたします。

11款、公債費、1項、1目の元金は、22節の償還金、利子及び割引料において、民生債から臨時財政対策債までの償還金、4億801万1000円を計上し、2目の利子では、22節において892万円を見込んでおります。施設整備などに係る借入額に対する償還金と利子で、元利合計では対前年度比1203万円の減となっています。

106ページをお願いいたします。

12款、諸支出金でございます。1項、1目の公営企業費におきましては、18節の負補交におきまして、企業会計へ統合後の簡水の建設改良に係る経費のうち利子分や地方公営企業法の適用に要する経費など、水道事業への補助金として380万円、下水道事業会

計補助金は、基準内、基準外を合わせて2億1360万3000円を計上いたしました。

23節の投資及び出資金では、水道事業会計、下水道事業会計へ合計で8406万9000円を出資金として計上いたしました。

次に、中段の枠、2項、1目の特別会計繰出金は、27節において、国民健康保険特別会計繰出金をはじめ、3つの特別会計への繰出金として、総額3億5133万1000円を計上いたしました。

次に、3項、1目の基金費でございます。各基金利子積立てと基金積立てで総額1億5439万9000円でございます。明日のまちづくり基金には、小・中学校統合の際の建設費用も含まれております。

1ページ飛ばして、108ページをお願いいたします。

13款、1項、1目の予備費につきましては、前年度同額の3000万円を計上しております。

109ページをお願いいたします。

給与費明細書でございます。

1の特別職でございますが、区分欄のうち、本年度の職員数の欄をご覧ください。

長等3人とありますのは、町長、副町長、教育長の3名でございます。議員9名分のほか、その他の特別職が678名、合計690名で、給与費、共済費の合計は、右側合計欄にありますとおり、1億3249万7000円でございます。

110ページをお願いいたします。

次に、一般職でございます。区分の本年度欄をご覧ください。

一般会計給与費に計上いたします新年度の職員数は、正職員158名とフルタイムの再任用職員1名、フルタイムの会計年度任用職員10名を合わせ169名でございます。括弧書きの数字は、再任用と短時間勤務の会計年度任用職員の合計で146名を見込んでおります。報酬・給料・職員手当・共済費の合計は14億9586万3000円となり、対前年度比3154万1000円の増となりました。職員手当の内訳は下段の表のとおりでございます。

111ページ、112ページには、ただいま説明しました給与費の内訳として、会計年度任用職員以外の職員と、会計年度任用職員の区分ごとに明細を掲載させていただきました。113ページから116ページまでは、給料及び職員手当の増減の明細やその要因、状況などが記載してありますが、説明は割愛させていただきます。

次に、117ページをお願いいたします。

債務負担行為に係る支出額、または支出額の見込み、及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。118ページにかけて12件ございますが、それぞれ限度額

を定めており、事項別に前年度までの支出額、当該年度中の支出見込額、翌年度以降の支出予定額を掲載させていただきました。

次に、119ページをお願いいたします。

最後の説明となりますが、地方債の前々年度末における現在高並びに、前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

120ページをお願いいたします。

表の最下段、合計欄をご覧ください。

普通債、その他の前年度末現在高見込額は21億6851万1000円で、新年度の起債見込額は2億1370万円を予定しており、新年度の元金償還見込額は4億801万1000円でございますので、当該年度末現在高見込額は19億7420万円となり、前年度末現在高見込額と比較いたしますと1億9431万1000円の大幅な減となる見込みでございます。

以上、令和8年度一般会計予算案の説明を申し上げましたが、予算書と合わせて、令和8年度予算概要説明を配付しております。目的別、性質別の予算総括と第6次総合計画に定めた5つの基本方針に基づいた主要事業の概要を掲載しておりますので、参考とさせていただきますようお願いいたしまして、新年度予算案の説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤一夫） 次に、議案第23号 令和8年度八百津町国民健康保険特別会計予算、議案第24号 令和8年度八百津町後期高齢者医療特別会計予算、以上2件の議案説明を求めます。

町民課長 後藤光次さん。

○町民課長（後藤光次） それでは、議案第23号 令和8年度八百津町国民健康保険特別会計予算の説明をさせていただきます。

別冊の令和8年度八百津町国民健康保険特別会計予算の1ページをお願いします。

議案第23号 令和8年度八百津町国民健康保険特別会計予算。

令和8年度八百津町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億1000万円と定める。

岐阜県が財政運営の責任を担い、市町村とともに国保を運営しております。そのため、岐阜県が算定いたしました納付金等の通知額及び令和7年度決算見込額などにより予算編成いたしました。予算規模は、対前年度比6.7%、8700万円減の12億1000万円を計上いたしました。

それでは、これよりはお手元にお配りしております議案第23号説明資料により、ご説明いたします。ご準備をよろしくお願いいたします。

資料の左側が歳入、右側が歳出となっており、黄色い部分が令和8年度予算となっております。

それでは、左側の歳入をご覧ください。

初めに、国民健康保険税になります。一般分と退職被保険者分の滞納繰越分を合わせた保険税全体で、対前年度比3.3%増の2億769万7000円を計上いたしました。

保険税につきましては、保険税率の改正があるものの被保険者数の減少、また、子ども・子育て支援法に基づき令和8年度よりご負担いただく、子ども・子育て支援納付金分662万円を新たに計上し、全体で増額となっております。

使用料及び手数料では、国民健康保険税の督促手数料として、頭出しの1000円を計上しております。

続きまして、県支出金の保険給付費等交付金普通交付分になります。市町村が給付する保険給付費の財源となる歳入で、保険給付費のうち、傷病手当金を除いた項目に充当するもので、8億8063万3000円となりました。

続きまして、保険給付等交付金特別交付分になります。保険者努力支援分のほか3件の合計で2645万3000円を計上いたしました。

続きまして、県支出金の国庫負担金減額措置対策費補助金になります。

福祉医療費助成事業の実施による保険給付費への波及増加による国庫負担金の減額措置に対する県補助金として、372万6000円を計上いたしました。

以上、県支出金合計で9億1081万2000円となりました。

次に、財産収入としまして基金利子85万4000円を計上いたしました。

次に繰入金になります。

保険基盤安定繰入金のほか7件の合計で9062万8000円となりました。このうち、基金繰入金を1505万8000円計上しております。

出産育児一時金等繰入金は、地方交付税の財政措置が廃止されることから計上しておりません。

次に、繰越金で1000円、諸収入で7000円を計上し、歳入合計は12億1000万円で、対前年度比6.7%、8700万円の減となりました。

続きまして、歳出をご説明させていただきます。

資料右側の黄色い部分をご覧ください。

総務費につきましては、運営する上で必要となる電算処理費など事務諸費といたしまして、対前年度比4.3%減の1096万8000円を計上いたしました。

次に、保険者が医療機関などに支払う医療費等における保険給付費の総額は、令和7

年度の決算見込みや被保険者数の減少などから算定し、対前年度比6.6%減の8億8163万4000円を計上いたしました。

続きまして、県に納付いたします納付金になります。一般被保険者医療給付費納付金のほか、新たに、子ども・子育て支援納付金を662万円計上し、他の2件の合計で、全体では、対前年度比7.1%、2215万5000円減の2億8889万1000円となりました。

次に、保健事業費は、特定健診等事業費のほか1件の合計で、対前年度比9.9%、227万1000円減の2070万3000円を計上いたしました。

健診者数の実績などを参考にし、特定健康診査の委託料や糖尿病性腎症重症化予防事業の委託料が減額となっております。

次に、基金積立金として、基金利息分85万4000円を計上いたしました。

次の諸支出金は、保険税の還付金などの合計で55万2000円を計上し、予備費639万8000円を加えた歳出の合計は、歳入と同額の12億1000万円でございます。

一番下段には、令和7年度の収支見込額及び基金残高見込みを掲載しております。

以上で、議案第23号 令和8年度八百津町国民健康保険特別会計予算の説明とさせていただきます。

それでは続きまして、議案第24号 令和8年度八百津町後期高齢者医療特別会計予算の説明をさせていただきます。

別冊の令和8年度八百津町後期高齢者医療特別会計予算の1ページをお願いします。

議案第24号 令和8年度八百津町後期高齢者医療特別会計予算。

令和8年度八百津町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6800万円と定める。

当予算は、運営主体であります岐阜県後期高齢者医療広域連合が算定いたしました納付金額などにより予算編成を行っております。

令和8年度は保険料率改定年となります。均等割額は5973円増の5万5385円、所得割率は0.15ポイント増の9.71%となり、1人当たりでは7807円増の8万7798円となります。

また、子ども・子育て支援法に基づきまして令和8年度から納付いただきます子ども・子育て支援納付金分につきましては、均等割額が1374円、所得割率が0.25%となり、1人当たりでは2221円となります。

それでは、これよりはお手元にお配りしております議案第24号説明資料により、ご説明いたします。

資料の左側が歳入、右側が歳出となっており、黄色い部分が令和8年度予算となっております。

それでは、左側の歳入をご覧ください。

初めに、保険料でございます。年金天引きによる特別徴収と口座振替または納付書で納付していただく普通徴収を合わせまして、対前年度比14.8%増の1億8218万5000円を計上いたしました。

増の要因は、子ども・子育て支援納付金を合わせました保険料率の改定によるものです。

使用料及び手数料は、督促手数料で頭出しの1000円でございます。

続きまして、広域連合支出金の保健事業費委託金は、すこやか健診と口腔健診事業の委託金で、対前年度比5.4%減の1164万7000円となりました。

次に繰入金になります。

広域連合の人件費及び町の賦課徴収に係る経費などの事務費繰入金、合計で1353万2000円、保険料の軽減措置に伴います減額分を繰り入れる保険基盤安定繰入金を5624万円、すこやか健診・口腔健診の町負担分となる保健事業費繰入金428万1000円を計上し、繰入金総額は、対前年度比6.0%増の7405万3000円となりました。

繰越金は頭出しの1000円、諸収入は過去の実績など参考に計上し、歳入合計は、対前年度比11.2%、2700万円増の2億6800万円となりました。

続きまして、歳出をご説明させていただきます。資料右側の黄色い部分をご覧ください。

総務費の総額は、対前年度比17.9%減の273万円を計上いたしました。

内訳としまして一般管理費では、資格確認書や各種申請書等の郵送代などの経常経費を58万9000円、徴収費では、保険料賦課決定通知書や納付通知書などの作成に係る電算委託料などの経費で、合わせまして214万1000円を計上いたしました。

次の広域連合納付金の総額は、対前年度比13.8%増の2億5194万4000円を計上しております。内訳としまして、町で徴収した保険料を広域連合に納める保険料等負担金を1億7767万9000円、保険料の軽減分である保険基盤安定負担金を5624万円、広域連合の運営費、人件費及び事務費に充てる事務費負担金を923万7000円、すこやか健診・口腔健診事業の実施に係る経費の町負担分である保健事業費負担金を428万1000円、新たに子ども・子育て支援納付金450万7000円を計上いたしました。

続きまして、広域連合からの委託により実施する保健事業費のすこやか健診・口腔健診における集団及び病院での健診に必要な経費としまして、対前年度比22.3%減の1164万7000円を計上いたしました。口腔健診につきましては、広域連合において県下取りまとして健診委託料を支払うこととなったため、減額となっております。

諸支出金で11万1000円、予備費156万8000円を合わせました歳出合計は、歳入合計と同額の2億6800万円でございます。

以上で、議案第24号 令和8年度八百津町後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。

○議長（後藤一夫） ここで暫時休憩いたします。再開時刻は、追って連絡いたします。

午後3時24分休憩

午後3時35分再開

○議長（後藤一夫） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

提出議案の説明を求めます。

議案第25号 令和8年度八百津町介護保険特別会計予算の議案説明を求めます。

健康福祉課長 岩井好正さん。

○健康福祉課長（岩井好正） それでは、別冊の議案第25号 令和8年度八百津町介護保険特別会計予算をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

議案第25号 令和8年度八百津町介護保険特別会計予算。

令和8年度八百津町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億7100万円と定める。

第2条につきましては、歳出予算の流用に関して、定めております。

ここからは、お手元の議案第25号説明資料により、説明いたします。

表の左側が歳入、右側が歳出となっております。

まず、右側の歳出からご説明をいたします。

黄色塗りの令和8年度予算額（E）の欄をお願いいたします。

一番上の総務費は、保険者証等の印刷製本費のほか、情報センターへの賦課徴収に伴う処理委託料や介護認定審査会に係る負担金、第10期介護保険事業計画等策定業務委託料などで2447万2000円を計上いたしました。対前年度比11.4%、251万1000円の増となりました。

増額の主な要因は、令和9年度から始まる第10期介護保険事業計画等策定業務に係る委託料の増によるものでございます。

次に、オレンジ色の部分の保険給付費になります。

保険給付費予算の算定につきましては、令和3年度決算額から令和7年度決算見込額の平均額を基準とし、それぞれ勘案した伸び率を乗じて算出しております。

それでは、それぞれ小計の欄をお願いいたします。

上から、介護サービス費は、対前年度1.5%増の11億6030万円、次に、介護予防サービス費は、対前年度2.3%増の4040万円、その下の審査支払い手数料は、対前年度と同額の110万円、その下、高額介護サービス費と高額医療合算介護サービス費等は、対前年度9.5%増の2306万円、その下、特定入所者介護サービス費・予防サービス費は、対前年度2.8%減の3504万円を見込み、これらを合わせました保険給付費の合計は、対前年度比1.5%、1910万円増の12億5990万円でございます。

次に、緑色の部分の地域支援事業費をお願いいたします。介護予防・生活支援サービス事業費は、対前年度1.7%増の3558万円、介護予防事業費の一般介護予防事業費は、対前年度16.9%増の852万7000円、包括的支援事業・任意事業費は、対前年度6.3%増の3661万円、審査支払手数料は、前年度同額の8万5000円を計上し、地域支援事業費の合計は、対前年度比5.2%、399万1000円増の8080万2000円でございます。

その他、基金積立金、諸支出金、予備費を合計した歳出予算の総額は、対前年度比1.9%、2600万円増の13億7100万円でございます。

続きまして、左側の歳入をお願いいたします。

保険料につきましては、65歳以上の被保険者保険料で、特別徴収・普通徴収の合計は、対前年度比1.2%、270万円増の2億2240万1000円を計上し、1つ飛びまして、国庫支出金は介護給付費負担金で2億2958万6000円、次に介護給付費財政調整交付金で8105万3000円、地域支援事業交付金の介護予防・日常生活支援総合事業は1071万2000円、同交付金の包括的支援事業、任意事業で1207万1000円、これは地域支援事業に対する国からの交付金となります。

保険者の取組に対して交付される保険者機能強化推進交付金は107万9000円、保険者の介護予防事業等についての評価に対して交付される保険者努力支援交付金は258万2000円を計上し、これらを合わせました国庫支出金の合計は、対前年度比1.3%、421万9000円増の3億3708万3000円となりました。

次に、基金交付金でございます。

社会保険診療報酬支払基金からの交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者の負担分と地域支援事業支援交付金の合計で、対前年度比1.5%、509万9000円増の3億5098万1000円を計上しました。

次に県支出金につきましては、介護給付費負担金、1億7987万3000円と地域支援事業交付金の介護予防・日常生活支援総合事業500万3000円、同交付金の包括的支援事業・任意事業603万2000円で、合計は、対前年度比1.7%、323万6000円増の1億9090万8000円

を計上しました。

次に財産収入は、介護給付費準備基金利子として、135万8000円を計上しました。

次に繰入金でございます。

給付費に対する町の義務負担分となる介護給付費繰入金は1億5748万1000円、地域支援事業繰入金の介護予防・日常生活支援総合事業は500万3000円、同じく地域支援事業繰入金の包括的支援事業・任意事業は603万2000円で、これらは地域支援事業に対する町の義務負担分でございます。低所得者保険料軽減繰入金872万円は、低所得者の保険料の軽減策に対し、その軽減分を国・県・町で公費負担するもので、その合計額を一般会計から繰り入れるものでございます。

事務費繰入金は2447万2000円、介護給付費準備基金からの繰入金は6557万2000円を見込み、これら繰入金の合計は対前年度比3.9%、1009万2000円増の2億6728万円を計上しました。

繰越金、諸収入等を加えた歳入予算の総額は、対前年度比1.9%、2600万円増の13億7100万円となりました。

歳入の表の下に記載の介護給付費準備基金は、令和6年度末現在高3億6081万円に対し、令和7年度中の元金積立額の取崩し分2376万2000円を差引きし、令和7年度中の利子積立見込額103万9000円を加えた基金の総額は3億3808万7000円と見込みました。

以上で、議案第25号 令和8年度介護保険特別会計予算の説明を終わります。

○議長（後藤一夫） 次に、議案第26号 令和8年度八百津町水道事業会計予算、議案第27号 令和8年度八百津町下水道事業会計予算、以上2件の議案説明を求めます。

水道環境課長 林 誠さん。

○水道環境課長（林 誠） それでは別冊の予算書、令和8年度公営企業水道事業会計予算をご覧ください。

1ページをお願いいたします。

議案第26号 令和8年度八百津町水道事業会計予算。

総則、第1条、令和8年度八百津町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

1号、給水件数4127件、2号、年間総給水量131万2000立米、3号、1日平均給水量3595立米、4号、主な建設改良事業、八百津中央線配水管布設替工事、2522万6000円、半ノ木線配水管布設替工事、2125万2000円でございます。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

この3条予算は、水道料金などを収入として、浄水場や配水管などの維持管理や職員

給与に充てる予算枠でございます。

収入、第1款、水道事業収益は4億1389万3000円で、対前年6.6%、2564万8000円の増となります。

支出、第1款、水道事業費用は、4億1355万8000円で、対前年7.1%、2757万4000円の増となります。

2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3183万5000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額965万7000円、過年度分損益勘定留保資金1億2217万8000円で補填するものとする。

こちらの4条予算は、分担金や起債、補助金などを収入として、浄水場施設や水道管布設替工事などに充てる予算枠でございます。

収入、第1款、資本的収入は4924万4000円で、対前年マイナス69.9%、1億1432万8000円の減です。

支出、第1款、資本的支出は1億8107万9000円、対前年マイナス29.4%、7547万6000円の減となります。

債務負担行為、第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

以下の表のとおり、水道料金検針業務として、期間と限度額を計上しております。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

これは、収益的支出及び資本的支出における各項間の流用ができることを定めております。

3ページをお願いいたします。

議会の議決を経なければ、流用することのできない経費、第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費を、その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1号、職員給与費、4745万2000円。

他会計からの補助金、第8条、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

1号、統合前の簡易水道の建設改良等に係る企業債利息に対する補助金171万5000円。

2号、統合後に実施する建設改良等に係る企業債利息に対する補助金50万4000円。

3号、簡易水道の公営企業法適用に要する経費の元利償還金に対する補助金126万1000円。

4号、児童手当に要する経費44万円。

たな卸資産購入限度額、第9条、たな卸資産購入限度額は800万円と定めております。ページを飛びまして、15ページをお願いいたします。

第5条でご説明しました債務負担行為に関する調書でございます。

こちらは水道料金の検針業務について、現在の契約期間が今年度末をもって終了しますので、新たに期間を令和8年度から令和10年度の3年間、限度額を2508万円とするもので、記載金額のうち、令和8年度は836万円を予定しております。

それでは、これより予算説明に入ります。

30ページをお願いいたします。

初めに、冒頭ご説明しました3条予算で定める収益的収入及び支出でございます。

1款、水道事業収益、1項、営業収益の総額は2億9858万8000円でございます。

これは、令和7年度の水道事業決算見込額により算出しております。

2項、営業外収益は、受け取り利息及び配当金や他会計補助金、また、過去に補助事業として施工し、取得した資産の減価償却に伴い、その減価償却額の補助金投入分を収益として計上する長期前受金戻入などで、総額1億1530万4000円としております。

31ページをお願いいたします。

支出でございます。

表の目に沿って、主な項目をご説明いたします。

1目、原水及び浄水費は6142万9000円を計上しました。うち、委託料の浄水場清掃整備委託におきましては、上飯田及び久田見浄水場の膜モジュール洗浄業務の378万4000円や上飯田浄水場汚泥処理産廃収集運搬業務で220万円などを計上し、委託料全体で1319万1000円としております。

2目、配水及び給水費は、2973万4000円を計上しました。

うち、修繕費では、8年で検定満了を迎える各利用者の水道メーター交換を行う検定満了量水器の取替えとしまして1045万9000円などを計上し、1976万4000円としております。

32ページをお願いいたします。

4目、業務費は1289万8000円を計上しました。

うち、委託料では、水道料金検針業務委託836万円などを計上し、942万9000円としております。

5 目、総係費は6505万7000円を計上しました。

職員給与費のほか、33ページへ移りまして、委託料では、GIS 上下水道管理システムデータ整備業務の697万4000円などを計上し、732万円としております。

34ページをお願いいたします。

2 項、営業外費用では、企業債の支払い利息や納付消費税などで2512万4000円を計上しました。

4 項の予備費では500万円を前年度と同額で計上しております。

続きまして、35ページをお願いいたします。

ここからは、冒頭ご説明しました4条予算で定める資本的収入及び支出でございます。

3 段目の1 款、資本的収入、3 項、1 目、他会計出資金は、一般会計からの出資金としまして3106万9000円を計上しております。

4 項、1 目、工事負担金は、防災安全室による消火栓新設工事に係る負担金としまして1267万5000円を計上しました。

5 項、分担金、1 目、新設分担金は、新設の水道加入分担金としまして、令和7年度の実績を基に550万円を計上しております。

36ページをお願いいたします。

支出でございます。

1 款、資本的支出、1 項、建設改良費、1 目、浄水設備改良費は2040万5000円を計上しました。

工事請負費の上飯田浄水場蓄電設備取替え工事などを計上しておりますが、令和7年度で、久田見浄水場のろ過機更新工事が完了したことにより、大きく減となっております。

2 目、配水設備改良費は1 億401万4000円を計上し、町道八百津中央線配水管布設替工事の2522万6000円や町道半ノ木線配水管布設替工事2125万2000円など、老朽水道管の更新や、ポンプ、水位計の取替え工事などを予定しております。

3 目、営業設備費は新設の量水器などで7 万3000円を計上しました。

最後に最下段、2 項、1 目、企業債償還金は5658万7000円、対前年807万7000円の減でございます。

以上で、議案第26号 令和8年度八百津町水道事業会計予算の説明を終わりまして、続けて、議案第27号のご説明をいたします。

こちらも別冊の予算書、令和8年度公営企業下水道事業会計予算をご覧ください。

1 ページをお願いいたします。

議案第27号 令和8年度八百津町下水道事業会計予算。

総則、第1条、令和8年度八百津町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

1号、排水件数3007件、2号、年間総排水量79万1278立米、3号、1日平均排水量2168立米、4号、主な建設改良事業、八百津ナンバー10、2号汚水ポンプ更新工事、350万9000円、和知ナンバー2、2号汚水ポンプ更新工事、350万9000円でございます。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

この3条予算は、下水道使用料などを収入として処理場や下水道管などの維持管理や職員給与に充てる予算枠でございます。

収入、第1款、下水道事業収益は4億3594万円で、対前年2.2%、938万6000円の増となります。

支出、第1款、下水道事業費用は4億3441万8000円で、対前年3.7%、1562万6000円の増となります。

2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4656万6000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額498万9000円、当年度分損益勘定留保資金1億2513万9000円及び利益剰余金処分数額1643万8000円で補填するものとする。

こちらの4条予算は、出資金などを収入として、処理場施設や下水道管布設工事などに充てる予算枠でございます。

収入、第1款、資本的収入は1億169万9000円、対前年6.3%、602万7000円の増となります。

支出、第1款、資本的支出は2億4826万5000円、対前年マイナス4.2%、1085万7000円の減となります。

企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

限度額は370万円、利率は5.0%以内としております。

3ページをお願いします。

一時借入金、第6条、一時借入金の限度額は2000万円と定めております。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

収益的支出及び資本的支出における各項間の流用ができることを定めております。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1号、職員給与費、587万2000円。

他会計からの補助金、第9条、一般会計から、この会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

1号、公共下水道事業経費、農業集落排水事業経費に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は2億1360万3000円としております。

利益剰余金の処分、第10条、繰越し及び当年度利益剰余金のうち1643万8000円は、次のとおり処分するものと定める。

1号、資本的収支不足額に対する補填財源1643万8000円としております。

15ページをお願いいたします。

施設の包括維持管理業務の債務負担行為に関する調書でございます。

令和8年度は、公共下水道施設包括維持管理業務で2081万2000円、農業集落排水施設包括維持管理業務で2740万1000円を予定しております。

それでは、予算説明に入ります。

28ページをお願いいたします。

冒頭、説明しました3条予算で定める収益的収入及び支出でございます。

1款、下水道事業収益、1項、営業収益の総額は1億4196万7000円でございます。

これは、令和7年度の下水道事業決算見込額により算出しております。

2項、営業外収益は、他会計補助金や国庫補助金、また、過去に補助事業として施工し、取得した資産の減価償却に伴い、その減価償却額の補助金投入分を収益として計上する長期前受金戻入などで、総額2億9397万2000円としております。

29ページをお願いいたします。

支出でございます。

表の目に沿って、主な項目をご説明いたします。

1目、管渠費は5444万5000円を計上しました。

うち、委託料では、公共下水道施設包括維持管理業務委託の2081万2000円や、公共下水道施設耐震診断業務2632万3000円などを計上し、合わせて、4790万2000円としております。

2目、処理場費は3565万4000円を計上しました。

うち、委託料では、上飯田農業集落排水施設包括維持管理業務委託の919万6000円及び久田見農業集落排水施設包括維持管理業務委託の1820万5000円などを計上し、2741万5000円としております。

3 目、業務費は、料金徴収事務の水道事業会計への負担金として、551万円などを計上し、551万2000円としております。

30ページをお願いいたします。

4 目、総係費は、総額1986万9000円を計上しており、職員給与費やシステム保守などのほかに、委託料で地方公営企業会計に関するアドバイザー業務委託のほか、令和8年度中に開催します料金検討委員会に向けた料金検討支援業務416万9000円を計上しております。

5 目、木曽川右岸流域下水道維持管理費は6329万2000円を計上しました。

31ページをお願いいたします。

2 項、営業外費用は、企業債の支払い利息や納付消費税などで、総額1978万5000円を計上しております。

4 項、1 目、予備費につきましては、昨年度と同額の300万円を計上しております。

続きまして、32ページをお願いいたします。

ここからは、冒頭ご説明しました4条予算で定める資本的収入及び支出でございます。

1 款、資本的収入、1 項、1 目、企業債は、木曽川右岸流域下水道事業建設負担金分の借入としまして370万円を計上しております。

2 項、1 目、他会計出資金は5300万円を計上し、対前年800万円の増となります。

5 項、1 目、他会計補助金は4047万5000円、対前年117万3000円の減となります。

33ページをお願いいたします。

支出でございます。

1 款、資本的支出、1 項、建設改良費の総額は5491万3000円、対前年865万1000円の増でございます。

1 目、污水管渠整備単独事業費の公共は、工事請負費で、公共下水道の老朽化した各污水ポンプやマンホール等の更新、面整備管渠布設工事などで4051万2000円を計上しております。

2 目、污水管渠整備単独事業費の農排・上飯田は、工事請負費で、上飯田農業集落排水施設の上飯田ナンバー1、マンホールポンプ通報装置の更新工事で134万2000円を計上、3目の污水管渠整備単独事業費の農排・久田見は、工事請負費で久田見農業集落排水施設の久田見ナンバー2、1号污水ポンプ更新工事及び久田見ナンバー5、マンホー

ルポンプ通報装置の更新工事で、合わせて365万8000円を計上しております。

4 目、処理場経費単独事業費、農排・久田見は、久田見浄化センターの流量調整ポンプの更新工事で91万9000円。

5 目、木曽川右岸流域下水道建設費は546万1000円を計上しております。

6 目、下米田特環建設費は、下米田特環建設負担金としまして302万1000円を計上いたしました。

2 項、1 目、企業債償還金は1 億9335万2000円、対前年1950万8000円の減でございます。

以上で、議案27号 令和8年度八百津町下水道事業会計予算の説明を終わります。

○議長（後藤一夫） 次に、議案第28号 八百津町と美濃加茂市との間の学校腎臓検診事務の委託についての議案説明を求めます。

教育課長 大鋸 悟さん。

○教育課長（大鋸 悟） それでは、議案第28号のご説明を申し上げます。

議案書76ページをご覧ください。

議案第28号 八百津町と美濃加茂市との間の学校腎臓検診事務の委託について。

別紙のとおり規約を定め、美濃加茂市に学校腎臓検診事務を委託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

77ページをお願いします。

美濃加茂市と八百津町との間の学校腎臓検診の事務の委託に関する規約を載せております。

この事業は、小・中学校で行っている腎臓検診について、申込みや支払い等の事務を定住自立圏で一括して行うため、美濃加茂市に事務を委託する事業となります。

第1条では、委託事務の範囲といたしまして、小・中学校児童・生徒の腎臓検診に関する事務を美濃加茂市に委託するとしています。

第2条では、経費の負担として、かかる費用は、美濃加茂市と八百津町のほか、この事業に参加する坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、白川町及び東白川村において、均等割と児童・生徒数割にて負担割合を算出することについて記載しています。

第3条では、予算の執行として、美濃加茂市の歳入歳出予算において行うとし、第4条では、決算の通知についても予算と同様に美濃加茂市で行うとしています。

第5条では、連絡会議を年1回以上開催することとしており、第6条では、条例等の制定改廃の通知等について定めています。

第7条では、委託事務の廃止をする場合の申出期限を記載し、第8条では、委任として、その他の事項について定めています。

附則です。

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

提案説明です。

令和8年度から、みのかも定住自立圏事業として実施する学校腎臓検診事業について、美濃加茂市に同事務を委託することについて、議会の議決を求める。

以上、議案第28号 八百津町と美濃加茂市との間の学校腎臓検診事務の委託についての説明とさせていただきます。

○議長（後藤一夫） 次に、議案第29号 町道の路線認定についての議案説明を求めます。

建設課長 平井靖司さん。

○建設課長（平井靖司） それでは、議案書の79ページをご覧ください。

議案第29号 町道の路線認定について。

町道の路線を次のとおり認定する。

1 認定する路線、整理番号1115、路線名「十日神楽線支線五号」起点、官公有無番地先（潮見字山王平639番3）地先から、終点、官公有無番地先（潮見字大西601番）地先までです。

議案第29号説明資料として、位置図及び参考図を添付させていただいておりますのでご覧ください。

整理番号1115「十日神楽線支線五号」は、潮南、十日神楽地内の町道十日神楽線から十日神楽線支線4号に接続する道路です。

新丸山ダム建設事業に関連して行われております町道十日神楽線の道路改良に伴い、町道十日神楽線支線五号の道路新設工事が行われ、町道として管理するため、新たに路線認定を行うものです。

議案書、79ページにお戻りください。

提案説明、整理番号1115は、道路新設工事による路線認定のため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上で、議案第29号 町道の路線認定についての説明とさせていただきます。

○議長（後藤一夫） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日から3月12日までの10日間、議案精読のため休会にしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤一夫）　ご異議なしと認めます。よって、明日から３月12日までの10日間、休会することに決定いたしました。

３月13日は午前９時半から本会議を開き、町政に対する一般質問及び提出議案に対する質疑等を行いますので、定刻までに本議場へご参集ください。

なお、日程表は当日配付いたします。

本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午後４時12分散会

会議の次第について、相違ないことを証するため地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

2 番 議 員

4 番 議 員